

(別冊)

飯盛霊園の維持管理に関する業務
仕様書

目次

1. 園内交通誘導警備業務	1
2. 樹木管理・芝生管理・花壇管理・補植、清掃・草刈り等維持管理業務・駐車場管理、 施設管理業務（組合庁舎、便益施設、休憩所、トイレ等）	5
3. 貯水槽清掃等業務	45
4. 受水槽揚水ポンプ点検業務	52
5. 浄化槽導入管管理業務	54
6. 浄化槽維持管理業務	56
7. 消防用設備等定期点検業務	62
8. 簡易専用水道法定検査業務	70
9. 電気設備保守業務	72
10. 遊具の点検業務	73
11. 枯れ供花の処分業務	75
12. 事業系一般廃棄物の処分業務	76
13. 産業廃棄物の処分業務	80
14. イノシシ柵の点検と補修業務	81
15. その他	82

1. 園内交通誘導警備業務

1. 目的

墓参車両が集中するお盆等の時期において、通行車両及び来園者の安全かつ円滑な通行を図り、事故を防止することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 人員の配置と役割

以下「人員内訳書」、「誘導員配置図」及び「各配置の役割について」のとおり。

(2) 業務従事者

- ① 指定管理者は、警備業法等の関係法令を遵守し、警備業務に関する必要な教育及び講習を修了した者を業務従事者に充てるものとする。
- ② 指定管理者は、当該業務に従事する業務責任者について、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格の資格を有する者を選任すること。
- ③ 指定管理者は業務従事者を兼ねることができるものとする。
- ④ 業務従事者の労働時間及び休憩時間は、労働基準法の定めに違反しないように配置しなければならない。業務責任者は休憩等の状況を把握し、交代要員の指示を行い、配置人員が不足することのないようにすること。

3. 留意事項

- ① 業務従事者は、警備業法第4条に基づく警備業の認定を受けていること。
- ② 指定管理者は、業務につき事故若しくは非常事態が発生した場合、またはその恐れがあるときは、ただちに組合へ通報し、組合と指定管理者は対策を協議し相応の措置を行うものとする。
- ③ 指定管理者は、交通誘導員に対し事前教育を行い、指定管理者の交通誘導業務の任務及び当霊園が公共の施設であることを認識し、身なり、勤務態度に気をつけることを周知徹底させておくものとする。
- ④ 交通誘導員は、指定管理者の定めた正規の制服を着用するものとし、これにかかる費用は指定管理者の負担とする。

(参考：人員内訳書)

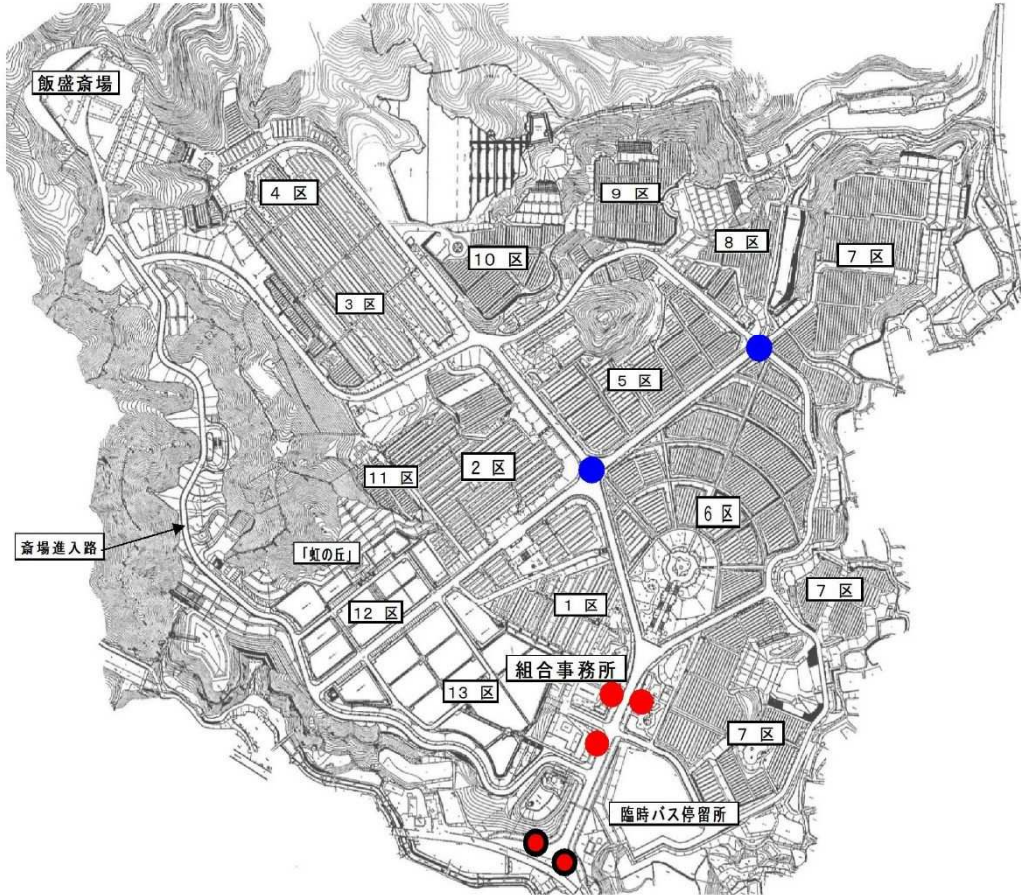
実施日	必要人員	警備ポイント	人員区分				時間
			A (1級又は2級)	A (1級又は2級の交代要員)	B (その他)	B (交代要員)	
令和7年8月9日(土)	4	3	-	-	3	1	8:00-15:00
令和7年8月10日(日)	10	7	2	1	5	2	8:00-15:00
令和7年8月11日(月・祝)	10	7	2	1	5	2	8:00-15:00
令和7年8月12日(火)	10	7	2	1	5	2	8:00-15:00
令和7年8月13日(水)	10	7	2	1	5	2	8:00-15:00
令和7年8月14日(木)	10	7	2	1	5	2	8:00-15:00
令和7年8月15日(金)	4	3	-	-	3	1	8:00-15:00
令和7年8月16日(土)	4	3	-	-	3	1	8:00-15:00
小計	62	44	10	5	34	13	
令和7年9月20日(土)	4	3	0	0	3	1	8:00-15:00
令和7年9月21日(日)	10	7	2	1	5	2	8:00-15:00
令和7年9月22日(月)	-	-	-	-	-	-	8:00-15:00
令和7年9月23日(火・祝)	10	7	2	1	5	2	8:00-15:00
令和7年9月24日(水)	-	-	-	-	-	-	8:00-15:00
令和7年9月25日(木)	-	-	-	-	-	-	8:00-15:00
令和7年9月26日(金)	-	-	-	-	-	-	8:00-15:00
小計	24	17	4	2	13	5	
令和7年12月27日(土)	4	3	0	0	3	1	9:00-15:00
令和7年12月28日(日)	10	7	2	1	5	2	9:00-15:00
令和7年12月29日(月)	10	7	2	1	5	2	9:00-15:00
令和7年12月30日(火)	10	7	2	1	5	2	9:00-15:00
令和7年12月31日(水)	4	3	0	0	3	1	9:00-15:00
令和8年1月1日(木・祝)	4	3	0	0	3	1	9:00-15:00
令和8年1月2日(金)	4	3	0	0	3	1	9:00-15:00
令和8年1月3日(土)	4	3	0	0	3	1	9:00-15:00
小計	50	36	6	3	30	11	
令和8年3月15日(日)	10	7	2	1	5	2	9:00-16:00
令和8年3月16日(月)	-	-	-	-	-	-	9:00-15:00
令和8年3月17日(火)	-	-	-	-	-	-	9:00-15:00
令和8年3月18日(水)	-	-	-	-	-	-	9:00-15:00
令和8年3月19日(木)	-	-	-	-	-	-	9:00-15:00
令和8年3月20日(金・祝)	10	7	2	1	5	2	9:00-15:00
令和8年3月21日(土)	4	3	0	0	3	1	9:00-15:00
令和8年3月22日(日)	4	3	0	0	3	1	9:00-15:00
令和8年3月23日(月)	-	-	-	-	-	-	9:00-15:00
小計	28	20	4	2	16	6	
合計	164	117	24	12	93	35	

※組合職員の指示により時間の短縮もあり得る

は警備員の賃金割増計算している期間

誘導員 配置図

- 3人体制
- + ● + ● 7人体制
- ※ ● は1級または2級資格所持者を配置すること

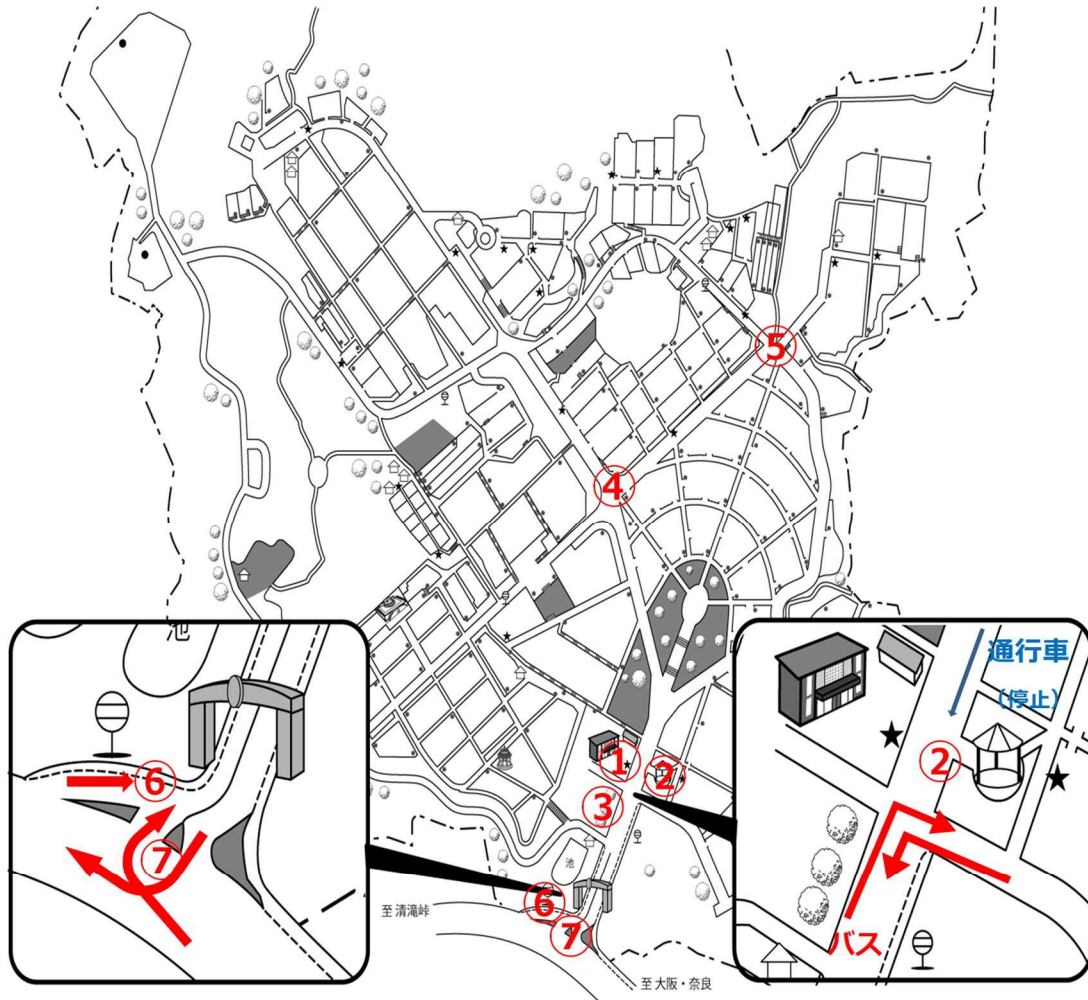


交通誘導警備実施日

令和7年8月							令和7年9月							令和7年12月							令和8年1月							令和8年3月											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土					
					1	2		1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6									1	2	3	4	5	6	7				
	3	4	5	6	7	8	9		7	8	9	10	11	12	13		7	8	9	10	11	12	13		4	5	6	7	8	9	10		8	9	10	11	12	13	14
						③							③																										
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21					
⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	③	③						③							③								⑦					⑦	③						
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28					
							⑦	⑦										③								③													
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	29	30	31										
													⑦	⑦	⑦	③																							
31																																							

※ ③→3人体制 ⑦→7人体制

各配置の役割について



- ① 歩行者の横断及び駐車車両と通行車両の安全を確保する。
- ② 歩行者の横断及び駐車車両と通行車両の安全を確保する。バスが円滑に運行できるよう、バスの通行時に通行車両を一時停止させる。
- ③ 供花購入のための駐車車両を誘導、整理し、通行車両が円滑に走行できるよう誘導する。
- ④⑤ 駐車車両と通行車両の安全を確保する。連絡を取り合い、円滑に車両を通行させる。
- ⑥ 大阪方面から進入してきた車両を、奈良方面から進入してきた車両と安全に合流させる。
- ⑦ 国道と園内の入退園の安全を確保する。(入場する車両と出場する車両との交差に注意する。)

※混雑時等には状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

2. 樹木管理・芝生管理・花壇管理・補植、清掃・草刈り等維持管理業務・駐車場管理、施設管理業務（組合庁舎、便益施設、休憩所、トイレ等）

1. 目的

霊園内の清掃・除草等の管理業務を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 一般共通事項

① 総則

ア 適用範囲

本業務項目の仕様内容については、指定管理者が行う管理施設における樹木管理・芝生管理・花壇管理・補植、清掃・草刈り等維持管理業務・駐車場管理、施設管理業務（事業所、休憩所、トイレ等）に適用する。

イ 適用図書類

本業務項目における作業については、仕様内容、作業範囲図及び作業工程表に基づくほか、国土交通省積算基準（令和7年度）、建設工事積算基準（令和7年度（令和7年8月1日改定）大阪府都市整備部）、委託役務業務必携（令和7年9月大阪府都市整備部）に準じて行うものとする。

ウ 疑義の解釈

本業務項目についての仕様内容、作業範囲図及び作業工程表の疑義については、組合と指定管理者が協議し、組合の指示を受けること。

作業範囲図及び作業工程表に表現し得ない細部や軽微な事項で記載のないものについては、組合の指示に従い履行すること。ただし、重要な事項については組合と協議すること。

エ 内容の変更

現場状況、天候状態により、作業方法、作業箇所等に軽微な変更が生じた場合は、組合の指示に従うこと。ただし、重要な事項については組合と協議すること。

オ 伐採木のリサイクル・処分場の指定

本業務項目における作業で発生した、剪定枝等の幹と枝（長さ1m～5m・直径10cm以上）については、有価物として下記aの事業者と引取りをしてもらうこと、事前手続きについては指定管理者にて行うこと。

また、剪定枝のうちチップ化処理に適さないものは、下記 b の処分場へ搬入すること。なお、搬入の際には処分場管理者からの指示を厳守し、事前手続き等については指定管理者にて行うこと。

なお、処理・リサイクル業者は、法令を遵守した上で指定管理者の責任において選定できるものとする。

- a 木材開発株式会社（大阪市住之江区新北島 3 丁目 6 番 45 号）
- b 株式会社都市樹木再生センター（霊園からの運搬距離：約 6 km）

② 業務工程表及び業務計画書

ア 業務工程表

指定管理者は、業務工程表を所定の様式に基づき作成し、組合に提出すること。

イ 業務計画書

指定管理者は、業務の着手前に作業を完成するために必要な手順や手法等の業務計画書を組合に提出すること。この場合、指定管理者は、業務計画書に以下の事項について記載し、組合がその他の項目について補足を求めた場合には追記すること。

また、組合が指示した事項については、指定管理者は、さらに詳細な業務計画書を提出すること。

- a 業務概要
- b 現場組織表
- c 実施工程表（毎月当初には月間工程表）
- d 作業方針
- e 作業管理計画
- f 緊急時の体制及び対応

ウ 業務計画書の変更

指定管理者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更業務計画書を組合に提出すること。

③ 業務責任者

ア 業務責任者の選任

指定管理者は、業務における業務責任者を定め、組合に通知すること。なお、業務責任者は以下の資格を有すること。

- a 一級（二級）造園施工管理技士

イ 業務責任者の常駐

業務責任者は、この契約の履行に関し、作業現場に常駐または常時対応可能な体制を確保し、その運営を図るほか、日常的に巡回等を行い、園内における異常等の発見に努めること。

ウ 業務責任者の責務

業務責任者は、仕様内容等に基づき業務に関する技術上の一切の事項を処理すること。また、組合が指示する関連のある他の業務等の受注者と十分に協議のうえ相互に協力し、業務を実施すること。

エ 指導・監督

業務責任者は、業務の履行に関し、作業員に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、来園者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督すること。

④ 樹木管理者

ア 樹木管理者の選任

指定管理者は、業務における樹木管理者を定め、組合に通知すること。なお、樹木管理者は以下の資格を有すること。

a 樹木医

イ 樹木管理者の指導

樹木管理者は、適宜、園内における適切な樹木の保護・育成・管理について指導すること。

⑤ 作業等管理及び安全管理

ア 品質及び作業管理

指定管理者は、作業資機材及びそれらの品質管理及び作業管理については、仕様内容等により行い、指定管理者が自ら安全管理計画を策定し運用すること。

また、仕様内容等に明記されていない事項であっても、業務上当然必要と認められる作業資機材においては、組合の承諾を得て指定管理者の負担で調達すること。

イ 安全管理

作業員は、作業中はもちろんのこと、休憩時においても良好な規律を保持すること。また、道具類は常に整理整頓を行い、来園者に危険、危害の及ぶことのないよう安全管理に努めること。

作業にあたっては、来園者とトラブルが起きないように十分に留意すること。また、作業による苦情が生じたときは、誠意をもって対処し、速やかに処理するよう努めるとともに、組合に報告すること。

薬剤散布や草刈機、建設機械等を使用するときは、周辺の来園者の有無を確認し、必要に応じて作業箇所をロープ等で囲むとともに作業告知看板等を配置するなど十分な安全対策を講じること。

⑥ 業務内容の報告

ア 作業日報

作業日報は、組合所定の様式により作成し、作業実施日の翌朝に組合に提出し、検印を受けること。

イ 作業月報

作業月報は、委託役務業務必携（令和7年9月大阪府都市整備部）の様式により作成し、出来高報告書と併せて翌月10日以内（土日祝日除く）に組合に提出すること。

ウ 出来高報告書

出来高報告書は、作業の進捗に合わせて指定期間ごとにまとめ、報告すること。
また、(株)都市樹木再生センターで処分した実施数量（伝票）についても報告すること。

エ 作業写真

作業写真は、必要に応じて作業毎に作業前・作業中（使用資機材等が明確に判ること）・作業後に撮影すること。

※なお、各業務の作業頻度は季節・天候・利用状況に応じて調整可能。

⑦ 検査

ア 材料確認

材料搬入の都度、材料確認書を組合に提出し、確認を受けること。確認書には材料名、規格、数量を記載するとともに、材料によっては材料のカラー写真、材料見本、その他必要な事項を記載すること。

イ 出来高検査

あらかじめ組合の指定した作業工程に達した段階ごとに検査を受け、当該作業の合格の確認を得た後に次の作業工程に移るものとする。

ウ 業務完了検査

委託役務業務必携（令和7年9月大阪府都市整備部）1-1-17による。

⑧ 臨機の措置等

ア 異常時の報告等

指定管理者は、業務の履行時において、業務責任者のほか、園内作業員等が園内において異常等を発見した場合、直ちに組合に報告しなければならない。また、緊急やむを得ない事情があるときは、指定管理者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

また、明らかに墓参及び公園利用者以外の目的での入園者が認められる場合には、これを排除するとともに園内禁止事項に該当する行為及び危険行為を発見した場合にもこれを排除すること。

イ 緊急時の体制

指定管理者は、開園に合わせて緊急清掃、除雪作業の履行等の異常時において、組合からの要請後、速やかに配置させ作業を行うこと。

ウ 報告

臨機の措置等の報告は、原則として臨機の措置等を行った日の翌日に組合に報告すること。なお、臨機の措置等については、日報に記録すること。

(2-1) 清掃・除草等管理業務 特記事項

1. 一般墓域管理（標準作業仕様（参考例））

(1) 作業項目

- ① 墓参路の除草剤散布作業、枯葉処理
- ② 墓参路の清掃

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

(2) 作業内容

- ① 墓参路・水汲み場の除草剤散布作業・枯葉処理

(2-4)「特記事項作業詳細」【2. 除草剤散布作業】(1)～(9)に基づくこと。
除草剤で枯れた雑草等を除去する（抜き取る。状況によっては刈り取ってもよい。）

- ② 墓参路・水汲み場の清掃

(2-4)「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】(1)～(5)、(6)①アイウオ、(6)③に基づくこと。

2. 芝生墓域管理（標準作業仕様（参考例））

(1) 作業項目

- ① 芝生刈込
- ② 人力抜き取り除草
- ③ 除草剤散布
- ④ 施肥・目土入れ
- ⑤ 清掃
- ⑥ 芝生育成管理

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

(2) 作業内容

- ① 芝生刈込

ア 年間作業回数は作業工程表記載のとおりとし、作業実施日は組合と協議のうえ行うこと。特に墓石、カロートの周辺を刈る際には、草刈機の刃は必ずナイロン製のものを使用とし、細部は鋏で丁寧に刈り取ること。

イ 作業開始前には必ず墓石、カロート蓋等を完全に保護材で保護を行うこと。

ウ 作業開始前には必ず墓石、カロート蓋等の損傷個所の点検を行い、損傷個所があれば写真を撮影するなど記録し、組合へ報告すること。

エ 作業中に誤って万一墓石、カロート蓋等に損傷を与えた場合は、直ちに組合に報告し、指定管理者の負担により補修、または取替を行うこと。

② 人力抜取り除草

(2-4)「特記事項作業詳細」【3. 除草作業】(1)～(8)に基づくこと。

③ 除草剤散布

(2-4)「特記事項作業詳細」【2. 除草剤散布作業】(1)～(9)に基づくこと。

④ 施肥・目土入れ

ア 施肥、目土入れ作業時期は実施工程表に基づいて行うものとする。また、芝生の生育等を考慮するため、作業前に必ず業務責任者が現地確認を行い、組合に報告のうえ指示に従うこと。

イ 施肥は芝面全体にまんべんなく散布し、斑が生じないように行うこと。また、目土は良質な川砂を使用し芝目に斑なく入れること。なお、芝面に不陸がある場合は、目土厚を加減し、なだらかに仕上げること。

ウ 作業の際、墓石等に肥料、目土がかかった場合は、直ちに布(墓石に傷がつかないもの)等を用いてきれいに拭き取ること。

⑤ 清掃

(2-4)「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】(1)～(5)、(6)①に基づくこと。

⑥ 芝生育成管理

ア エアレーション(通気作業)を行うこと。土壌の固結や枯れた茎葉が堆積することにより、土壌内が酸素欠乏状態となり芝生の老化現象が起きるため、土壌の排水性・通気性を良好にすることで新しい茎葉の発生を促し、芝生を健全な状態に維持する。実施については、4月及び9月に行うこと。

※目土(穴に砂を入れる)については、土壌面の高さに注意し墓石、カロートより高くなれば地盤調整を行うこと。

イ バーチカルカットを行うこと。踏圧により固結された芝を緩和させるために芝のランナー(横に伸びた根)をバーチカッターにより切断し、不要な芝を間引き、新芽の発根を促進させ、活性化させること。実施については、6月に行う。

ウ 芝生墓所の灌水については、ホースで行うこと。灌水は水压を調整し、表土の流出や植栽を傷めないようにすること。

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可

3. 虹の丘墓域管理（標準作業仕様（参考例））

（1）作業項目

- ① 虹の丘墓域全体清掃モニュメント周辺、参拝ゾーンの清掃
- ② 階段、踊り場、合葬室入口周辺、記名板周辺の清掃
- ③ 献花台供花回収・清掃・水張り

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

（2）作業内容

① 虹の丘墓域全体の清掃

（2－4）「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】（1）～（6）①に基づくこと。

② 階段、踊り場、合葬室入口周辺の清掃

（2－4）「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】（1）～（6）①に基づくこと。階段、踊り場等の清掃は、土砂、樹木の枝葉等の他、通行に支障をきたす全てのものを完全に撤去、除去すること。特に冬季においては組合と協議のうえ、階段部除雪等への作業変更及び凍結による墓参者の転倒防止等安全対策を行うこと。

③ 献花台供花回収・清掃・水張り

（2－4）「特記事項作業詳細」【4. 墓所内ゴミ（塵芥）収集作業】（1）～（7）に基づくこと。

4. 全墓域管理（標準作業仕様（参考例））

（1）作業項目

- ① 墓所内供花、放置供物等回収及び水汲み場水栓の確認
- ② 水汲み場の点検

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

（2）作業内容

① 墓所内の枯供花、放置供物等回収及び水汲み場の点検

指定する墓所（32区画）以外の枯れ供花、放置された供物や墓参路に落ちている墓所注意喚起用立札や墓所区画番号表示プレートを回収する。また同時に、水汲み場水栓が閉められているか確認する。

（2－4）「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】（6）①イに基づくこと。

（2－4）「特記事項作業詳細」【4. 墓所内ゴミ（塵芥）収集作業】（2）～（7）に基づくこと。

② 手桶・柄杓置き場点検

(2-4)「特記事項作業詳細」【5. 手桶・柄杓整理作業】(1)、(2)に基づくこと。

5. 広場管理（標準作業仕様（参考例））

(1) 作業項目

- ① 各広場の清掃
- ② 池等の清掃

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

(2) 作業内容

- ① 各広場の清掃

(2-4)「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】(1)～(5)、(6)②に基づくこと。

- ② 池等の清掃

水を抜いた上で、堆積しているゴミ等を取り除き、壁、床面等の水垢、苔等の汚れを清掃する。

6. 道路管理（標準作業仕様（参考例））

(1) 作業項目

- ① 幹線、枝線、歩道及び駐車場他の清掃
- ② 道路周囲の側溝の清掃

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

(2) 作業内容

- ① 幹線道路、枝線、歩道及び駐車場の清掃

(2-4)「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】(6)②に基づくこと。

- ② 道路周囲の側溝の清掃

(2-4)「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】(6)③に基づくこと。

7. 水路管理（標準作業仕様（参考例））

(1) 作業項目

- ① 水路、側溝清掃工

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

(2) 作業内容

① 水路・側溝の清掃

(2-4)「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】(6)③に基づくこと。

8. 樹木管理（標準作業仕様（参考例））

(1) 作業項目

- ① 低木剪定
- ② 生垣剪定
- ③ 藤棚剪定
- ④ 高木剪定
- ⑤ 除草
- ⑥ 灌水
- ⑦ 施肥
- ⑧ 薬剤散布
- ⑨ 補植
- ⑩ 枯木処理

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

(2) 作業内容

① 低木剪定

- ア 樹木の特性を理解し、適切な方法と時期により行う。
- イ 花芽分化時期や剪定等で樹木を傷つけないよう留意する。
- ウ 剪定は、自然樹形を維持しながら一定の大きさに整えることを基本とする。
- エ 樹木の生育状況に応じ、切詰め、切返し、枝抜き等の方法を選択し行う。
- オ 樹木の形を仕立ててあるものについては、基本的に形を維持する剪定とする。
- カ 刈り込みは、刈込機等を用いて一定の形や高さに整えると同時に、混みすぎた枝や枯枝を除去する。
- キ 除去した枝葉等は速やかに集め、周囲を清掃する。
- ク 墓所側の生垣剪定作業の際には、特に墓石、巻石等に損傷を与えたりしないよう十分な注意を払うこと。
- ケ 墓所付近での作業の際、墓参者の墓参中は一時作業を中断し、墓参の妨げにならないようにすること。
- コ 刈り取った枝木、葉は残置することなく、直ちに撤去・清掃を行い、墓所の美化に努めること。また、周辺に落ちている塵芥も併せて収集すること。
- サ 集めたものは園内の所定の場所まで運搬し、チップ化等により集積又は保管する。

② 生垣剪定

- ア 墓所側の生垣刈込作業の際には、特に墓石、巻石等に損傷を与えたりしないよう十分な注意を払うこと。
- イ 刈り取った枝木、葉は残置することなく、直ちに撤去・清掃を行い、墓所の美化に努めること。また、周辺に落ちている塵芥も併せて収集すること。
- ウ 墓所付近での作業の際、墓参者の墓参中は一時作業を中断し、墓参の妨げにならないようにすること。

③ 藤棚剪定

- ア 春の花後の剪定は花がら摘みと花芽がつきやすいように、伸びすぎた新梢を切り詰める剪定をすること。
- イ 秋の剪定は藤棚から飛び出したつるや余分な葉を切り落とし、生育環境を整えること。
- ウ 刈り取った枝木、葉は残置することなく、直ちに撤去・清掃を行い、墓所の美化に努める。
- エ 集めたものは園内の所定の場所まで運搬し、チップ化等により集積又は保管する。

④ 高木剪定

- ア 樹木の特性を理解し、適切な方法と時期により行う。
- イ 花芽分化時期や剪定等で樹木を傷つけることがないように留意する。
- ウ 剪定は、自然樹形を維持しながら一定の大きさに整えることを基本とする。
- エ 樹木の生育状況に応じ、切詰め、切返し、枝抜き等の方法を選択し行う。
- オ 樹木の形を仕立ててあるものについては、基本的に形を維持する剪定とする。
- カ 刈り込みは、刈込機等を用いて一定の形や高さに整えるとともに、混みすぎた枝や枯枝を除去する。
- キ 高所の枝については、高所作業車で剪定作業を行う。(年間3日程度)
- ク 高所作業を伴う剪定においては、安全帯・ヘルメット等を必ず着用し、作業範囲はロープ等で明示し、墓参者の立入を制限すること。
- ケ サクラや太い枝の剪定等を行った場合は、必要に応じ殺菌癒合剤を塗布する。
- コ 除去した枝葉等は速やかに集め、周囲を清掃する。
- サ 集めたものは園内の所定の場所まで運搬し、チップ化等により集積又は保管する。
- シ 剪定枝等の幹と枝(長さ1m~5m・直径10cm以上)は、園内の所定の場所まで搬入し、一時保管したのち、リサイクル業者に引き取ってもらう。

⑤ 除草作業

- ア 張芝地、吹付地、裸地等の刈込作業は、肩掛式機械によるものとする。
- イ 樹木の根元の刈込作業は、人力刈取によるものとする。
- ウ 刈り取った草等は、直ちに収集・積込し散乱を防ぎ丁寧に清掃すること。また、周辺に落ちている塵芥も併せて収集すること。
- エ 除草剤散布作業は、(2-4)「特記事項作業詳細」【2. 除草剤散布作業】(1)～(9)に基づくこと。
- オ 除草作業は、(2-4)「特記事項作業詳細」【3. 除草作業】(1)～(8)に基づくこと。
- カ 樹木内(群植地内)草引き作業は、人力抜き取りとし、【3. 除草作業】(1)～(8)に基づくこと

⑥ 灌水

- ア 園路沿いの植栽は機械灌水を行うこと。
- イ 補植後や降雨が少なく萎れや枯損を生じる恐れのある場合は、灌水を実施する。
- ウ 灌水は水圧を調整し、表土の流出や植栽を傷めないようにすること。
- エ 虹の丘参道記名板、12区7列、入口付近、国道境界付近、No.3トイレ(13区4列)付近斎場通り(別添地図参照)は散水栓による灌水を行うこと(8月は毎日、7月・9月は2日に1回、4月～6月、10月は週1回)。
- オ 原則として朝または夕方に行うこと。

⑦ 施肥

- ア 高木施肥は樹木の周囲に肥料(グリーンパイル)を打ち込むこと。
- イ 低木(寄植え)の表面の土に肥料(油かす等)を混ぜ込んで与えること。
- ウ 低木(寄植え)の表土の土に作製した堆肥を混ぜ込んで与えること。

⑧ 薬剤散布

(2-4)「特記事項作業詳細」【2. 除草剤散布作業】(1)～(9)に基づくこと。

⑨ 補植

- ア 補植する苗に適した穴を掘り、支給する改良資材を用い十分な土壌改良を行う。

⑩ 枯木処理

- ア 枯木がある場合は組合へ報告の上、伐採する。
- イ 伐採した樹木は枝の太さに応じてチップ化処理する。
- ウ 抜根は、できる限り根を除去し、除去後は客土して整地する。

- エ 除去した枝、根は速やかに集め、周囲を清掃する。
- オ 集めたものは園内の所定場所まで運搬し集積又は保管する。

9. その他管理（標準作業仕様（参考例））

（1）作業項目

- ① 園内巡回
- ② ごみ収集
- ③ 発生材処分工
- ④ 施設補修
- ⑤ その他

※指定管理者の提案により、同等以上の成果を確保できる代替手法を採用可。

（2）作業内容

① 園内巡回（朝・夕1回）

- ア 園内を巡回し、施設や樹木等に異常がないか、不審者がいないかを確認する。
- イ 巡視の際、異常を認めた場合は、速やかに組合に連絡し、危険がある場合はロープ等を用いて使用禁止措置を行う等の必要な措置をとる。
- ウ 巡視区域は巡視区域図のとおりとする。

② ごみ収集

- ア 霊園内のゴミ箱から回収した廃棄物等は、組合敷地内のバス停付近の集積所まで運搬する（週2回）。他の事業者が墓所除草等で集草したものをゴミ箱及びゴミ箱に入りきらない場合においては、その付近に袋に入れて安置しているものを回収すること。
- イ 庁舎、自動販売機コーナー及び斎場のゴミ箱から回収した廃棄物等は、組合敷地内のバス停付近の集積所まで運搬する。（毎日、ただし斎場に関しては新たな斎場の供用開始まで）

③ 発生材処分・リサイクル

- ア 木材チップ化（細い木の枝）
細い木の枝等は組合が指定する組合敷地内に集積したうえで、樹木粉碎機でチップ化し、再利用する。
- イ 剪定枝等の堆肥化
落ち葉や草などは組合が指定する組合敷地内に堆積させ、堆肥作製を行うため攪拌等の作業を行う。
- ウ 剪定枝のうちチップ化処理に適さないものは、処分場に搬入すること。

エ 剪定枝等のうち幹と枝（長さ1m～5m・直径10cm以上）は、リサイクル業者に引取ってもらうこと。

④ 施設補修

ア あずまや、遊具、側溝、舗装路、水道施設等の霊園施設に破損等があれば、組合に報告し、軽微な破損等の場合は、修繕や塗装等の補修作業を行う。

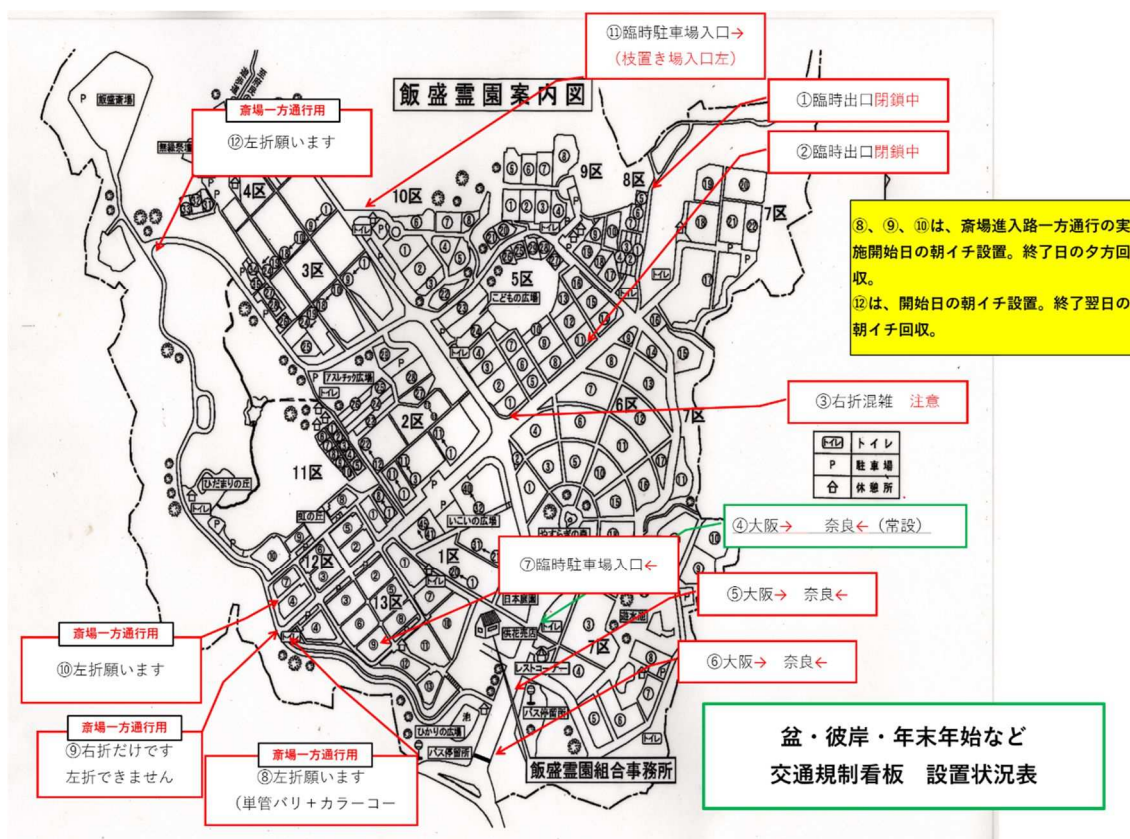
イ 墓参路等の排水不良箇所について、透水管等の清掃や設置等の排水改善対策を行う。

⑤ その他

ア 年末年始、春の彼岸、盆・秋の彼岸対応作業（年3回）

テント（2棟）パイプ椅子（200脚）設置及び収納、手桶・柄杓（200個）設置及び回収・清掃、臨時出口の門開閉、通行規制看板（10箇所）カラーコーン（500個）設置及び回収。ただし、盆から秋彼岸の間については、看板の撤収・再設置をする（平面規制図、看板写真、カラーコーン設置図参照）。

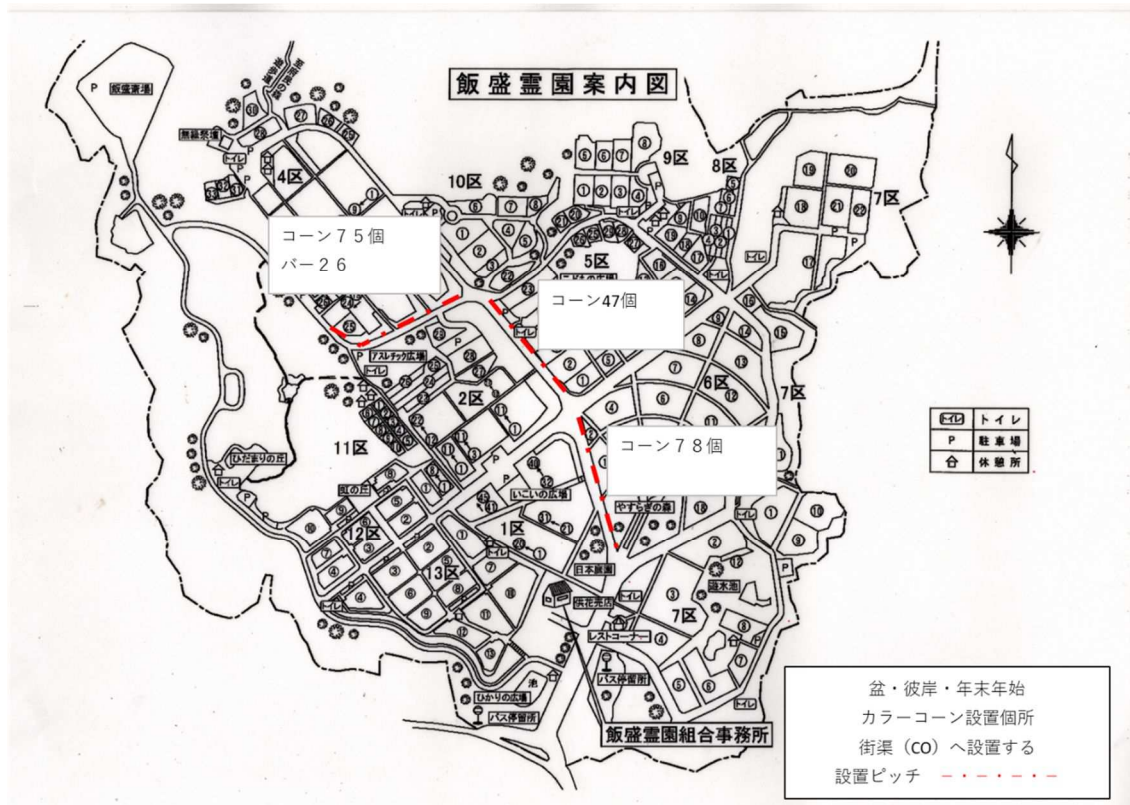
（平面規制図）



(看板写真)



(カラーコーン設置図)



イ 虹の丘慰霊祭補助業務

毎年4月10日に行われる慰霊祭で、虹の丘付近の臨時駐車場等で来園者案内をおこなう。また、テント(1棟)、パイプ椅子(30脚)、台(1台)設置及び回収する。

ウ 指定墓所管理(除草・薬剤散布)(約3700基/年)

組合からの指定があった墓所に対して、除草、除草剤散布、土入替等をおこなう。

エ 墓所注意喚起用立札設置・収納(約350本/年)

組合からの指定があった墓所注意喚起用立札の設置をおこなう。また、回収した立札を、次回利用できるように、表示テープを剥がしたうえで清掃する。

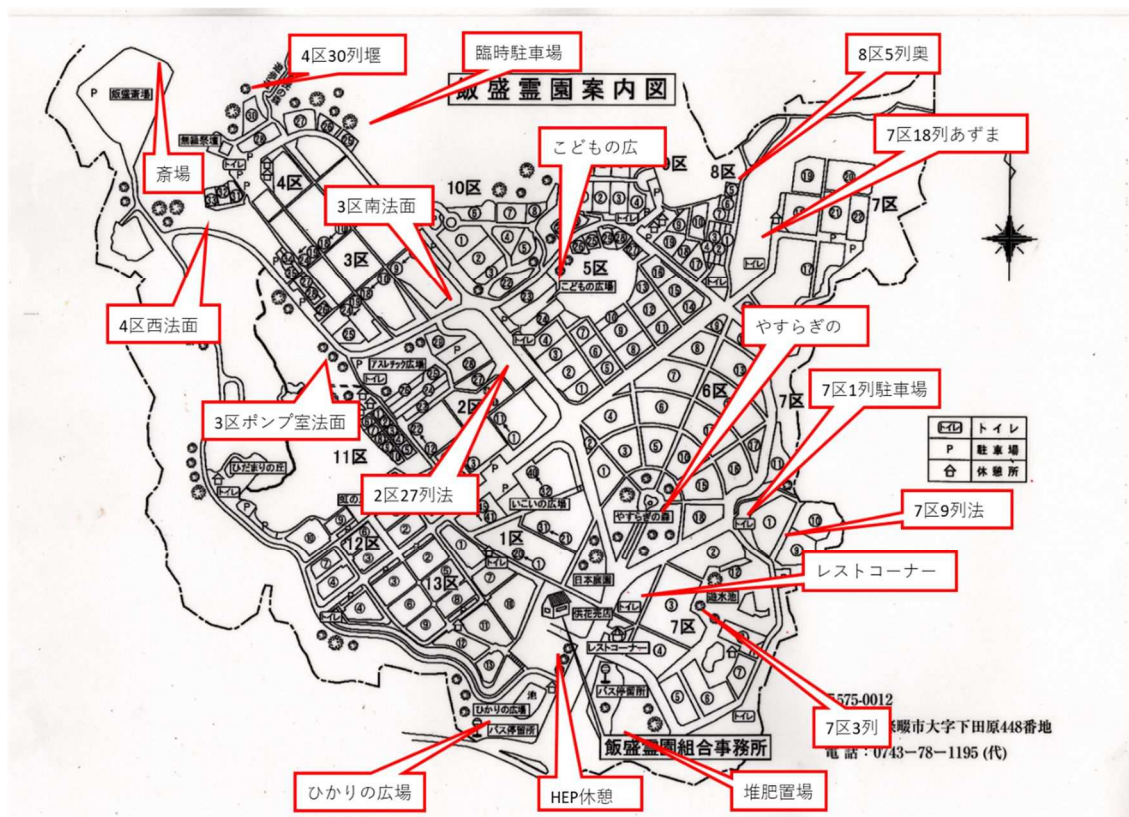
オ ハチの巣駆除

組合から依頼のあった、ハチの巣を駆除する。また、ハチの巣を見かけたときは駆除し組合に報告する。

カ ハチ捕獲器設置、回収

ハチ捕獲器を3月末に設置(設置箇所はハチ取り器設置場所参照)。6月・9月に回収・再設置し、11月末に撤収する。捕獲器に入れる誘引剤を作る。また捕獲器は回収するごとに清掃すること。

(ハチ取り器設置場所)



キ 害虫等駆除

組合から依頼のあった、ハチ以外の害虫や小動物を駆除する。

ク イノシシ柵点検・簡易補修

イノシシ柵の点検や簡易補修を行う。

ケ 凍結防止剤（融解材）散布

冬季（12月～3月）において園内道路の路面凍結及び降雪が予想される際に、車両通行の安全確保を図るため、凍結防止剤（融雪剤）を散布する。散布の基準や範囲は別紙参照のこと。凍結防止剤は塩化カルシウムを指定剤とする。

コ 鯉の餌やり

7区7列の池の鯉に週1回餌をあげること。

(2-2) 緊急清掃業務 特記事項

1. 当該業務は、強風雨等による、霊園内道路（幹線・枝道）路面や、園内の枝木や流出した土砂等が墓参及び車両通行の支障となるため、これらを緊急に撤去除去する業務である。本業務は組合と協議したのち作業を行うものとし、その対価は別途計算とする。

(1) 作業内容

① 作業は原則として霊園開園時間内に行うものとする。

ただし、霊園開園時間外において道路上に支障物が認められる場合や、特に緊急を要する場合は、組合に園内状況を連絡のうえ直ちに作業を開始すること。

② 作業指示に即応できるよう、作業開始可能な態勢（作業員、資機材等）を整えておくこと。

③ 掃作業内容は、(2-1)「清掃・除草等管理業務特記事項」に基づくものとする。

(2-3) 除雪作業 特記事項

1. 当該業務は、冬季（12月～3月）において、積雪の際に車両通行の安全確保を図るため除雪を行う業務である。当該業務は組合と協議したのち作業を行うものとし、その対価は別途計算とする。

(1) 作業内容

- ① 作業指示に即応できるよう、作業開始可能な態勢（作業員、資機材等）を整えておくこと。
- ② 路面積雪量が概ね 5 cm～10 cmに達したときは除雪作業を行うものとするが、雪質により、その都度組合と協議すること。
- ③ 除雪作業は、人力にて行うものとする。
- ④ その他共通事項については、2「樹木管理・芝生管理・花壇管理・補植、清掃・草刈り等維持管理業務・駐車場管理、施設管理業務（事業所、休憩所、トイレ等）」【2. 業務内容】(1) 一般共通事項に基づくものとする。

(2-4) 特記事項作業詳細

1. 清掃等管理作業

(1) 清掃作業

- ① 指定管理者は、組合の指示に従い、仕様内容等のおり作業を行うこと。
- ② 指定管理者は、園内作業に従事する作業員に名札を着用させ、または社員証等これに代わるものを携行させること。

(2) 作業機材

指定管理者は、作業に必要な器具機材を常置しておくこと。

(3) 作業日程

清掃作業は、実施工程表に基づき実施するものとする。ただし、日曜祝日で組合が特に指示した場合はこの限りでない。また、悪天候等により作業が終日実施できない場合は、組合と振替作業日等について協議すること。

(4) 作業時間帯

清掃作業の実施時間は、原則として9：00～17：30までの間とする。

(5) 臨時作業

臨時に清掃作業を実施する必要がある場合は、上記(4)の作業時間帯を超過しても作業員を配置し、作業を実施すること。

(6) 作業内容

① 墓域内清掃作業

墓域内清掃作業には、側溝清掃（簡易）及び水汲場を含む。また、墓域内は原則として各墓所内は清掃対象外だが供えられた花は枯れたものを回収する。

- ア 墓域内は、常に環境美化を心掛け、特に枯死した供花は鮮度を十分に確認し撤去処分すること。（明らかに供えてから日が浅い花は撤去しないこと）
- イ 墓域内通路の清掃作業は、枯死した供花、モルタル片、玉石、ひとりばえ、落葉・花、木の実、側溝の土砂、イシクラゲ、ごみ等墓参者の妨げになるものは全て撤去すること。また、通路表面に軽度の凹凸がある場合は、不陸整正を行い墓参者の安全を図ること。
- ウ 霊園内清掃作業は、側溝清掃、枯死した供花、紙屑、モルタル片を撤去すること。（必要な機材（ブロワー等）、収集運搬については、園内清掃工に含む。）
- エ 作業中、万一指定管理者の過失により墓石等及び構造物、樹木等に損傷を与え

た場合は、直ちに組合に報告すること。また、復旧にかかる費用は指定管理者が負担すること。

②道路（幹線道路、枝道、歩道、駐車場、駐車帯、広場、道路沿い緑地、側溝清掃（簡易）を含む）清掃

- ア 清掃作業時は通行車両や来園者に十分注意し、事故のないよう作業を行うこと。
- イ 清掃作業は、路面上・側溝の土砂、ごみ、木の葉等の清掃を入念に行うこと。（必要な機材（スイーパー、ブロワー等）、収集運搬については、道路清掃工に含む。）
- ウ 作業中、万一交通事故等が発生し、特に人身に関わる場合は直ちに救護措置を行うとともに組合に連絡すること。

③ 側溝等清掃（L型側溝含む）

- ア 側溝内土砂、木の葉等は、撤去、除去するとともに暗渠部も除泥し疎通させること。
- イ 水汲場の排水溝は、モルタル等も完全に撤去すること。
- ウ 側溝の蓋（グレーチング等）の開閉には十分注意を払い、損傷、変形等のある場合は速やかに組合に報告し、対応の指示を仰ぐこと。

2. 除草剤散布作業

- （1）薬剤は環境に配慮した成分を用いることとし、発芽前あるいは発芽の雑草を枯死、もしくは発芽抑制すること。
- （2）散布に際しては、石碑等、近接樹木、草花、その他工作物に薬剤がかからないよう十分な注意を払うとともに散布斑に気を付けること。（場合によっては石碑等、樹木に保護を施してから散布作業を行うこと。）
- （3）散布は無風時、またはこれに近い状況時に行うこと。
- （4）墓参者及び車両に対して薬剤がかからないよう、十分な注意を払い散布作業を行うこと。
- （5）墓石等にかかった場合は、傷がつかないように布等で完全に拭き取ること。
- （6）薬剤散布による樹木の枯死は、指定管理者の負担で植え替え等を行うこと。
- （7）散布作業員は、薬剤を吸引、皮膚に付着等しないよう防護（マスク、ゴム手袋等）し作業を行うこと。
- （8）薬剤の空き容器処理は適正に行うこと。
- （9）劇薬、毒物を用いる場合は、事故が起きないように最大の注意を払うこと。

3. 除草作業

(1) 除草箇所、除草回数は作業範囲図及び作業工程表のとおりであるが、除草時期は指定管理者においても適宜園内巡視のうえ、効率的な除草作業計画を立て組合と協議すること。

(2) 組合から作業指示があった場合は、3日以内に除草作業に着手すること。

(3) 刈取は地際とする。

(4) 除草作業は、肩掛式機械、人力切り取り及び抜き取りとする。

(5) 人力抜き取りは、根芽等が残らないよう完全に抜き取ること。

(6) 除草作業終了後の後始末の中に清掃作業も含むものとする。

(7) 除草作業にあたっては、墓参者には十分な注意を払い、危険が及ばないよう作業にあたること。特に肩掛式機械による作業の際には付近に墓参者がいないことを確認してから作業を開始すること。また、作業中に墓参者を見受けた場合は、作業を一時中断する等の事故防止措置を取ること。

(8) 除草作業にあたっては、墓石等及び構造物に損傷を与えないよう十分な注意を払うこと。(特に肩掛式機械による除草作業は飛び石による損傷を未然に防ぐため墓石等に保護を施してから作業を行うこと)

4. 墓所内ゴミ(塵芥)収集作業

(1) 各墓域内及び水汲場に設置されているくずかご内の塵芥は、実施工程表に定められたスケジュールに基づき定期的に収集、処理を行い、散乱を防ぐこと。

(2) 彼岸及び盆の期間中は、特に墓参者、墓参車両が集中するため、十分な注意を払い安全管理に努めるとともに墓参者とのトラブルが生じないよう作業を行うこと。

(3) 墓所内の枯死した供花の撤去処分は、実施工程表に定められたスケジュールに基づき定期的に行うこと。

(4) 塵芥の搬出時は、運搬車両にシート等を掛け、収集物の落下、飛散を防ぐこと。

(5) 収集した塵芥は、搬入処分する処分場を管理する自治体の分別ルール従い分別すること。

(6) くずかごの破損等を発見した場合には、組合に報告すること。

(7) 塵芥収集時には周辺清掃も行うこと。清掃作業内容は、(2-4)「特記事項作業詳細」【1. 清掃等管理作業】(1)～(6)に基づくものとする。

5. 手桶・柄杓整理作業

(1) 各水汲場(125ヵ所)に配置されている手桶及び柄杓の配置状況を月2回(繁忙期は毎日)確認し、各水汲場適正配置数量を維持するため近接する水汲場間で偏在があれば配置移動する等整理を行うこと。また、墓所に放置されている手桶・柄杓があれば当該墓所水汲場へ戻すこと。なお、墓参者からの要請によっては随時整理作業を指示

することがある。

(2) 破損等により使用不能な手桶・柄杓があれば、回収のうえ、新品を元の場所に配置すること。また、配置移動等整理しても数量が不足する場合には不足数量を組合に報告すること。(新品の調達は組合が行う)

【作業工程表】

1. 一般墓域管理

場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期												
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
一般墓域	除草剤散布	通路・水汲み場等	除草剤散布 土壌処理剤	40,047	m ²	1										○			
			除草剤散布 茎葉処理剤	40,047	m ²	4	○	○	○	○									
			枯葉処理	40,047	m ²	2			○	○									
墓域清掃		砕石敷・通路・水汲み場等	砕石面、階段	40,047	m ²	6		○	○	○		○				○		○	
			コンクリート舗装・通路・水汲み場	舗装面、芝生	13,265	m ²	6		○	○	○		○				○		○

2. 芝生墓域管理

場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期														
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
芝生墓域	芝生管理		芝生刈込	機械刈り	990	m ²	2			○									○		
			除草	人力抜取り除草	990	m ²	6		○	○	○	○							○	○	
			除草剤散布	除草剤散布 土壌処理剤	990	m ²	2					○								○	
				除草剤散布 茎葉処理剤	990	m ²	2	○	○												
			芝生施肥	油粕	990	m ²	2				○								○		
			サッチ分解剤	イデコンボ21S	990	m ²	2	○				○									
			人力目土入れ	川砂	990	m ²	1												○		
			清掃工	芝生	990	m ²	6		○	○	○			○				○		○	
			エアレーション	エアレーター針式	990	m ²	2					○									○
			バーチカルカッティング		990	m ²	1	○													
			薬剤散布	【芝生】動力スミチオン	990	m ²	1		○												
灌水	人力	990	m ²	10																	

3. 虹の丘合葬墓管理

場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期												
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
虹の丘合葬墓	献花台清掃	通常期	毎夕・供花回収 献花台清掃			345	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		繁忙期 (盆・彼岸・年末年始)	毎夕・供花回収 献花台清掃			20			○	○			○	○			○		
		清掃	除塵、水吹き	255.9	m ²	54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

4. 全墓域管理

場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期											
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全墓域	枯供花・放置供物回収、水汲み場の水栓の確認	通常期	収集・集積・積込・運搬	53,312	m ²	17	◎	◎	○	○	◎	◎	◎		◎		○	◎
		繁忙期 (盆・彼岸・正月)	収集・集積・積込・運搬	53,312	m ²	5			○	○				○		○	○	
	水汲み場・補ひしやく置き場点検	補充・点検	整理・部分拭き	125	箇所	22												

5. 広場管理

場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期											
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
広場	広場清掃工	コンクリート、芝生等	拾い集め清掃	10,480	㎡	10	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	池清掃工	レストコーナー池	池清掃	45	㎡	2		○					○					
		日本庭園池	池清掃	219	㎡	1							○					

6. 道路管理

場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期											
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
道路・ 駐車場 (歩道・駐車場)	道路(幹線)	通常期		33,741	㎡	7	○	○	○	○	○						○	○
		繁忙期	秋の落葉期	33,741	㎡	6						◎	○	○	○	○		
	道路(枝線)	通常期		8,972	㎡	7	○	○	○	○	○						○	○
		繁忙期	秋の落葉期	8,972	㎡	6						◎	○	○	○	○		
	道路 (歩道・駐車場)	通常期		18,089	㎡	7	○	○	○	○	○						○	○
		繁忙期	秋の落葉期	18,089	㎡	6						◎	○	○	○	○		

7. 水路管理

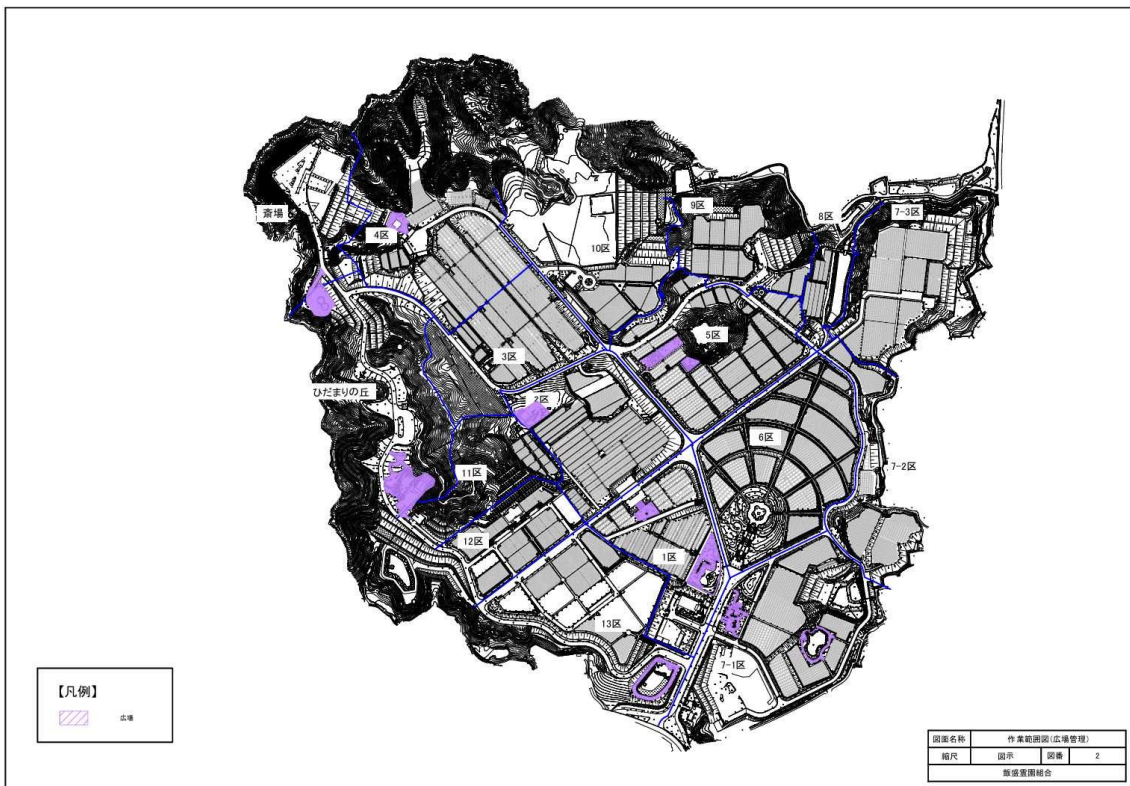
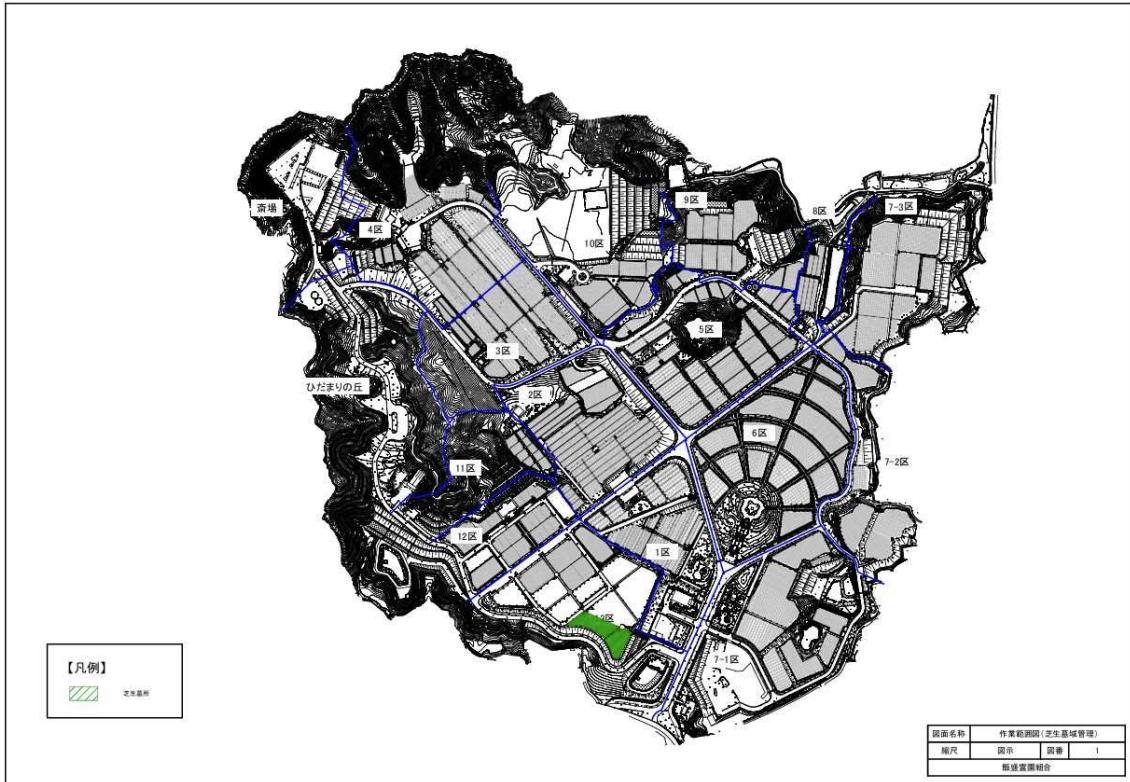
場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期											
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
水路、 側溝	水路清掃工	側溝(無蓋)	人力	500	m	適宜	適宜											

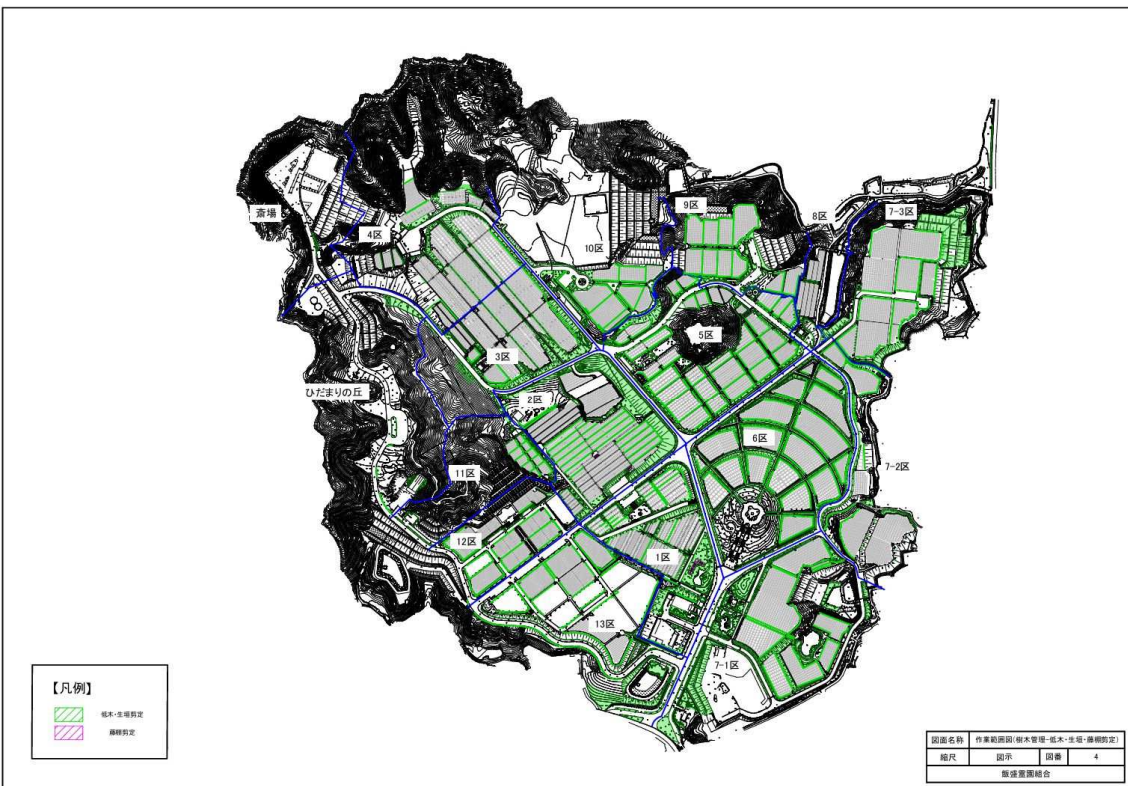
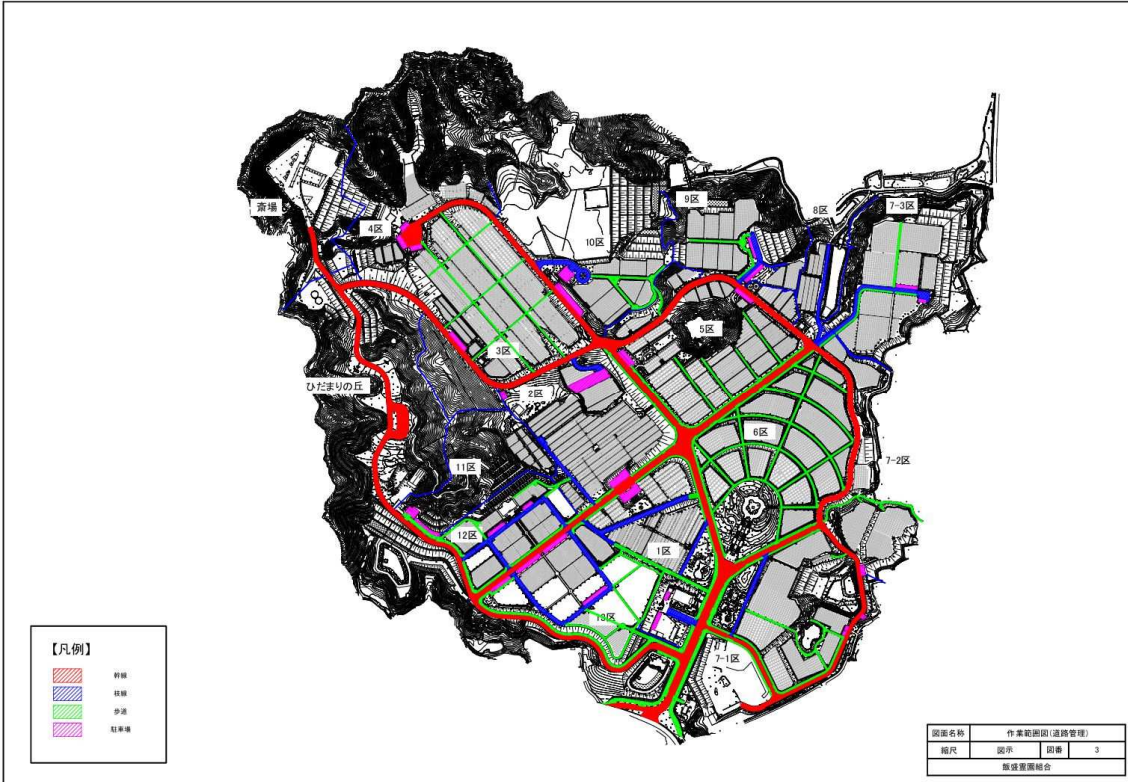
8. 樹木管理

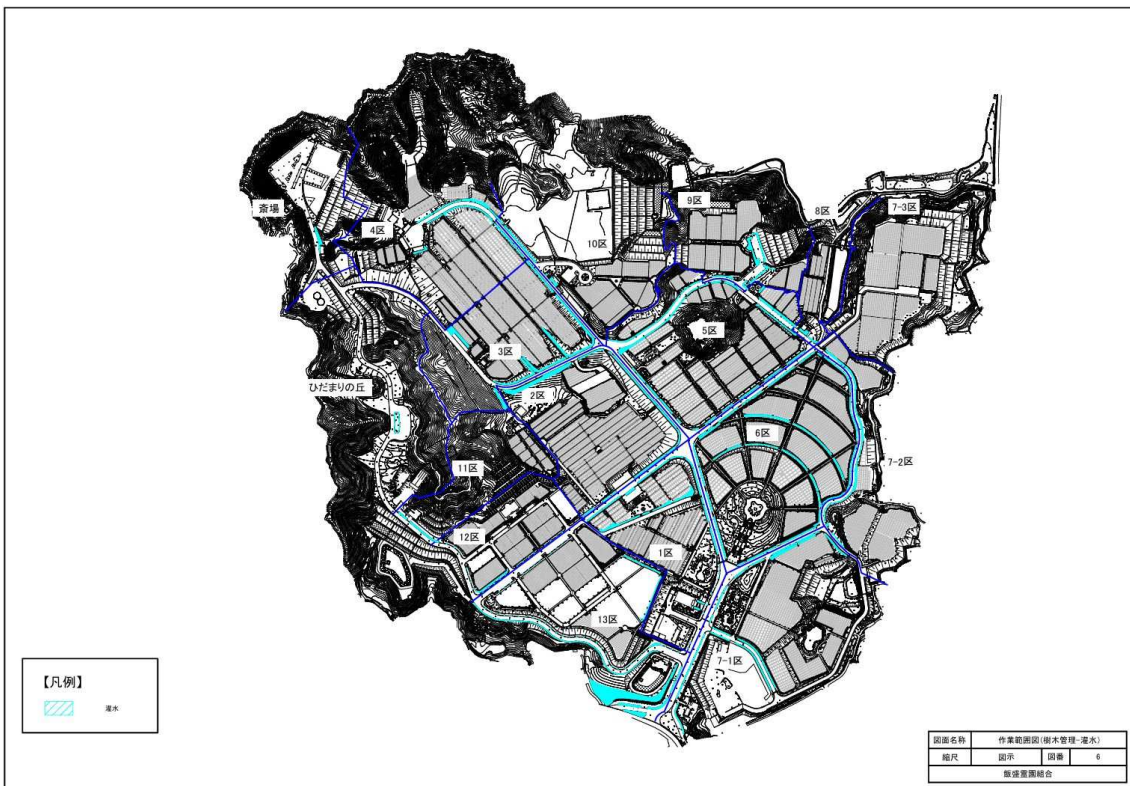
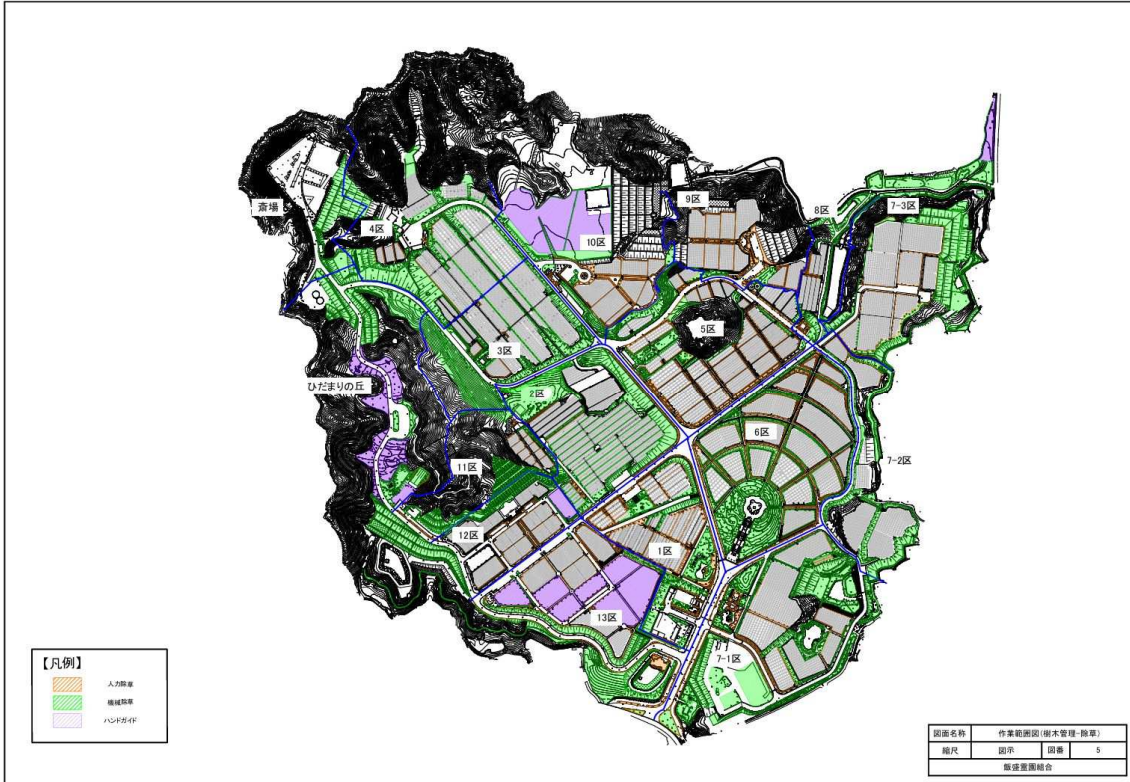
場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期												
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
低木剪定	【密植え】 機械刈	高さ1.5m未満	23,890	㎡	1	適宜													
		高さ1.5m以上 2.5m未満	6,204	㎡	1														
		高さ2.5m以上	952	㎡	1														
生垣剪定	【生垣】 機械刈	高さ0.75m未満	1,078	m	1	適宜													
		高さ0.75m以上 1.5m未満	8,839	m	1														
		高さ1.5m以上	118	m	1														
藤棚	藤棚剪定		186	㎡	2	○						○							
高木剪定	【落葉樹】	幹周90cm以上 120cm未満	20	本	1	適宜													
	【常緑樹】	幹周90cm以上 120cm未満	20	本	1														
除草工	除草工【人力】	切取り	11,805	㎡	3			○		○		○							
	除草工【機械】	肩掛式	89,723	㎡	3			○		○		○							
	芝刈工【機械】	ハンドガイド式(刈 幅77cm)	26,979	㎡	3			○		○		○							
灌水	機械	機械・トラック2台 積	17,986	㎡	10														
	散水栓		10	箇所	76	1回/週	1回/2日	毎日	1回/2日	1回/週						1回/週	1回/週		
施肥	高木施肥	グリーンパイル	200	本	1											○			
	低木施肥	油かす菜種子	1,000	㎡	1											○			
	低木施肥	作製した堆肥	2,000	㎡	1											○			
薬剤散布	薬剤散布	P.A.P乳剤 1,000倍希釈	31,046	㎡	3			○		○							○		
補植	低木	樹高60cm未満 土壌改良有	200	本	1											○			
枯木処理	低木伐採		100	本	適宜	適宜													
	高木伐採	幹周60cm以上90 cm未満	20	本	適宜	適宜													

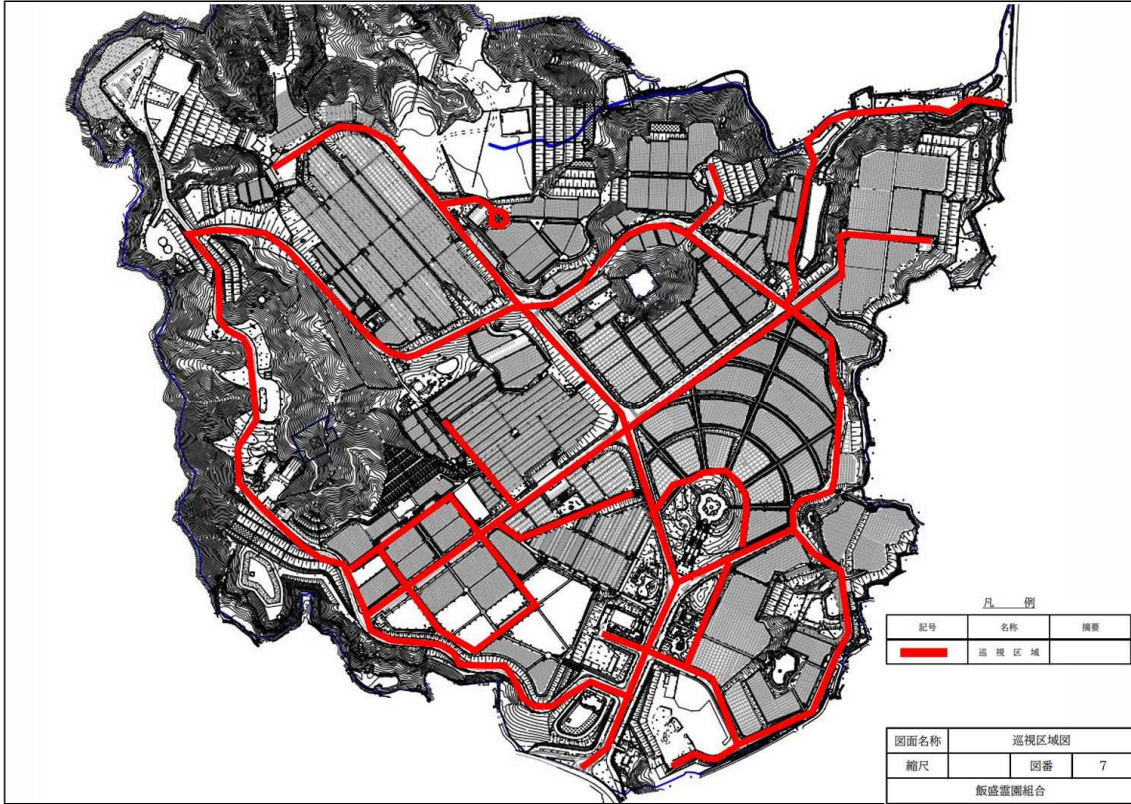
9. その他管理

場所	作業	詳細	内容	数量	単位	作業回数 (1年間)	予定作業時期											
							6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	園内巡視	毎朝・夕	巡回	6.4	km	730	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ゴミ収集 (積みみ・運搬・荷下ろし)	2回/週	園内ゴミ箱収集	223	基	104	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		1回/日	庁舎収集	2	基	365	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発生材処分	堆肥作成	木材チップ化	20	m ³		適宜												
		剪定葉等堆肥化 追肥混入・攪拌作業	10	回		適宜												
	剪定枝処分	10	t		適宜													
施設補修	修繕(軽作業)	軽微な修繕、塗装等	50	箇所		適宜												
	墓参路補修	墓参路排水改善対策	10	回		適宜												
その他	年末年始、盆、彼岸対応作業	各種設置 収納及び清掃	1	式	3			○				○		○				
	虹の丘霊堂祭補助業務	臨時駐車場にて来園者案内	1	回	1											○ (4/10)		
	墓所注意事項起用立札設置・収納	清掃含む	350	基		適宜												
	指定墓所管理	除草・薬剤散布	3,700	基		適宜												
	ハチの巣駆除	30cm以内、高所作業無し	20	箇所		適宜												
	ハチ捕獲器設置・回収		18	箇所	4	○(交換)			○(交換)		○(撤去)				○(設置)			
	害虫駆除	殺虫剤人力散布	20	箇所		適宜												
	イノシシ柵点検・簡易補修				20	適宜												
	凍結防止剤(融解材)散布	12月～3月(冬期)	14	km	5							適宜						
	壁のえさやり	週1回	1	箇所	52	適宜												









(2—5) 建物等清掃等管理業務 特記事項

1. 建物等清掃管理業務は、この特記事項に基づくものとする。なお、本特記事項に記載のないものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部発行の「建築保全業務共通仕様書」(令和6年版)に準ずるものとする。

2. 仕様書は作業の内容を示すものであるが、組合が建物管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については、仕様書に記載なき事項についても、仕様書・指定管理者料に含まれるものとする。

3. 清掃の場所及び清掃方法

清掃の場所及び方法は別表の各施設清掃作業表(以下「作業表」という。)及び清掃作業実施要領書(以下「要領書」という。)のとおりとする。

4. 作業日

作業日は作業表に基づき実施するものとする。

5. 作業日時

(1) 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、特に組合が指示した場合にはその指示に従うものとする。

(2) 作業は、効率的かつ迅速に行い、遺憾のないようにすること。

6. 清掃作業員

(1) 清掃作業にあたっては、清掃作業に必要な作業員を組合指定の詰所に常駐させるものとする。また、作業に必要な器具及び機械は常備するものとする。

(2) 作業員は、清潔な作業服、帽子等を着用し、名札を付けるものとする。

(3) 作業員は、作業中における事故の防止並びに建物・備品等の損傷防止等に注意するものとする。

(4) 指定管理者は作業員に対し、要領書等を十分会得させるための教育・訓練を実施し、来園者等に支障を与えないようにするとともに、来園者及び職員・作業員の安全を確保するための措置を講じること。

7. 作業用車両

休憩所等清掃対象区間の移動については、作業用車両を確保し、組合指定の駐車区画を使用するものとする。

8. 清掃計画及び実施報告

(1) 毎月の清掃作業については、毎月25日までに清掃実施計画書（任意の書式）を提出し、あらかじめ組合の了承を得るものとする。

(2) 組合が別に定める様式による作業日誌は、その日に実施した作業内容を記入の上、組合に提出し、確認を受けるものとする。

9. 清掃機械器具、諸材料等

(1) 作業に使用する機械、器具、諸材料等は、床及び壁面を損傷することのない適正良品のものを用いるものとする。

(2) 環境への配慮及び施設利用者の健康への配慮は、適切に行うものとする。

- ① 清掃に用いる洗剤は、環境にやさしい製品を使用すること。
- ② 定期清掃時の薬剤を含む廃液は持ち帰り、適正に処理すること。
- ③ 床面ワックス等については、使用成分を確認し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等の揮発性有機化合物を含む製品については、使用しないものとする。
- ④ 作業に使用する機械、器具、諸材料等一切は、指定管理者の負担とし、電力及び水道使用料は、組合が負担するものとする。

10. 作業中の危険及び物品等の損傷防止

(1) 高所または通路上における作業を実施する場合は、通行人の安全確保するための措置を講ずるとともに、組合の執務に支障をきたさないように配慮すること。

(2) 作業のため、机その他の物品を移動するにあたっては、損傷しないように取り扱い、作業終了後、元の位置に復するものとする。

(3) 各室、廊下、玄関等の床面その他備品に損傷があった場合には、直ちに組合に連絡し、管理に万全を期するものとする。

11. 各部分の基本的な清掃方法

各部分の清掃方法については、要領書に示す作業方法により、適切に実施するものとする。

12. 作業内容

(1) 組合庁舎清掃

① 日常清掃作業

- ア 清掃日数 「組合庁舎清掃作業表」による。
- イ 清掃時間 9時00分から17時00分
- ウ 清掃人員 1名
- エ 清掃面積 「組合庁舎清掃作業表」による。
- オ 清掃内容 「清掃作業実施要領書」による。

② 定期清掃作業

- ア 清掃日数 「組合庁舎清掃作業表」による。
- イ 清掃時間 施設の利用状況による（別途協議）
- ウ 清掃面積 「組合庁舎清掃作業表」による。
- エ 清掃内容 「清掃作業実施要領書」による。

③ 環境測定等業務

- ア 実施回数 「組合庁舎清掃作業表」による。
- イ 実施日時 施設の利用状況による（別途協議）
- ウ 実施場所 「清掃作業実施要領書」による。
- エ 実施内容 「清掃作業実施要領書」による。

組合庁舎清掃作業表

作業種別			日常作業													定期清掃										環境測定等					
対象部位			床		床以外											床		床以外								ねずみ等の調査及び防除 空気環境測定					
作業対象			硬性床	繊維床	フロアマット	扉ガラス	ごみ箱	什器備品	金属部品	手摺り	衛生容器	衛生陶器	鏡	衛生消耗品	石鹸水	洗面台・水栓	硬性床	スイッチ回り	壁面・柱等	窓ガラス	ブラインド	蛍光灯等	手摺り	扉	換気扇			アネモ	空気調和等関連機器点検・清掃		
作業項目			除塵	拭き(全面及び部分)	除塵	除塵	拭き	ごみ収集	除塵又は拭く	拭き	拭き	収集	洗浄	拭き	補充	補充	拭き	表面洗浄	剥離洗浄	洗浄拭き	除塵	スポット洗浄	全面拭き	洗浄仕上げ・除塵	拭き	洗浄拭き	スポット洗浄	除塵	拭き		
番号	作業箇所	対象面積																													
1階	1 事務室	88.37			1M												4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y				1Y	1Y		
	2 廊下	53.01	1W	1W				1W	1W								4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M						1Y			
	3 玄関ホール	50.80	1W	1W		1W	1W	1W	1W											1Y	1Y	1Y	4M		1Y						
	4 男子トイレ	10.05	1D	1D				1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D			1Y	1Y	1Y	4M		1Y	1Y	1Y				
	5 女子トイレ	3.33	1D	1D				1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D			1Y	1Y	1Y	4M		1Y	1Y	1Y				
	6 トイレホール	4.56	1D	1D														4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M		1Y						
	7 ミーティングルーム	25.40	1M	1M																1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y		1Y		1Y	1Y	
	8 管理者室	22.57			1M															1Y	1Y	1Y	4M		1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	
	9 休憩室	14.38	1M	1M																1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	
2階	10 事務室	21.76															4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y				1Y	1Y		
	11 廊下・ホール	60.90	1W	1W				1W	1W								4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M		1Y				1Y	1Y		
	12 会議室1	27.58			1M														1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	
	13 会議室2	27.58			1M														1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	
	14 局長室	12.90			1M														1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	
	15 男子トイレ	8.58	2/W	2/W				2/W				2/W	2/W	2/W	2/W	2/W	2/W			1Y	1Y	1Y	4M		1Y	1Y	1Y				
	16 女子トイレ	7.74	2/W	2/W				2/W				2/W	2/W	2/W	2/W	2/W	2/W			1Y	1Y	1Y	4M		1Y	1Y	1Y				
	17 階段	30.53	1W	1W				1W	1W									4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M		1Y	1Y					

(2) 便益施設清掃

① 日常清掃作業

- ア 清掃日数 「便益施設清掃作業表」による。
- イ 清掃時間 9時00分から17時00分
- ウ 清掃人員 1名
- エ 清掃面積 「便益施設清掃作業表」による。
- オ 清掃内容 「清掃作業実施要領書」による。

② 定期清掃作業

- ア 清掃日数 「便益施設清掃作業表」による。
- イ 清掃時間 施設の利用状況による（別途協議）
- ウ 清掃面積 「便益施設清掃作業表」による。
- エ 清掃内容 「清掃作業実施要領書」による。

③ 環境測定等業務

- ア 実施回数 「便益施設清掃作業表」による。
- イ 実施日時 施設の利用状況による（別途協議）
- ウ 実施場所 「清掃作業実施要領書」による。
- エ 実施内容 「清掃作業実施要領書」による。

便益施設清掃作業表

作業種別			日常作業													日常巡回(2回以上/日実施する場合)						定期清掃										環境測定等									
対象部位			床		床以外											床						床以外				環境測定等															
作業対象			硬性床	繊維床	フロアマット	屏ガラス	ごみ箱	陶器備品	金属類	手摺り	衛生容器	衛生陶器	鏡	衛生消耗品	石鹸水	洗面台・水栓	床	ごみ箱	フロアマット	洗面台	鏡	衛生容器	衛生陶器	衛生消耗品	硬性床	硬性床	スイッチ回り	壁面・柱等	窓ガラス	ブラインド	蛍光灯等	手摺り	扉	換気扇	アネモ	空気調和等関連機器点検・清掃					
作業項目			除塵	拭き(全面及び部)	除塵	拭き	ごみ収集	除塵又は拭く	拭き	拭き	収集	洗浄	拭き	補充	補充	拭き	水拭き	ごみ収集	除塵	拭き	拭き	収集	洗浄	補充	表面洗浄	剥離洗浄	洗浄(床維持材未塗布)	拭き	スボット洗浄	全面拭き	洗浄仕上げ・除塵	拭き	スボット洗浄	除塵	拭き	空気環境測定					
番号	作業箇所	対象面積																																							
1階	1 エントランス	14.44	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D						1D									4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M	1Y			1Y	1Y	1 Y 2 M					
	2 休憩室	28.88	1D	1D		1W	1D	1D	1D	1D						1D									4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M	1Y			1Y							
	3 厨房スペース	14.44	1D	1D		1W	1D																				1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1M	1M								
	4 厨房事務所	3.61	1M	1M			1D																				1Y	1Y	1Y	4M	1Y										
	5 供花販売	7.22	1D	1D			1D																				1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y								
	6 供花事務所	3.61	1M	1M			1D																		4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M	1Y										
	7 男子トイレ	4.70	1D	1D			1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D												1Y	1Y	1Y	1Y	
	8 女子トイレ	7.22	1D	1D			1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D													1Y	1Y	1Y	1Y
	9 多目的トイレ	4.70	1D	1D			1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D															1Y	1Y	1Y
2階	10 事務室	28.88	1M	1M																				4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y			1Y	1Y						
	11 男子更衣室	3.62	1M	1M			1W	1W																			1Y	1Y	1Y	4M	1Y			1Y	1Y						
	12 女子更衣室	3.62	1M	1M			1W	1W																			1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y					
	13 男子トイレ	1.50	1D	1D			1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D											1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y					
	14 女子トイレ	1.50	1D	1D			1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D											1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y					
	15 シャワールーム	1.80	1D	1D			1D				1D	1D	1D	1D	1D	1D											1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y								
	16 給湯室	3.61	1M	1M							1W	1W	1W	1W	1W	1W											1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y	1Y								
17 廊下	7.60	1W	1W						1W															4M	4M	1Y	1Y	1Y	4M	1Y	1Y										

(3) 便所清掃

① 日常清掃作業

- ア 清掃日数 「便所清掃作業表」による。
- イ 清掃時間 9時00分から17時00分
- ウ 清掃人員 1名
- エ 清掃面積 「便所清掃作業表」による。
- オ 清掃内容 「清掃作業実施要領書」による。

② 日常巡回清掃作業

- ア 清掃日数 「便所清掃作業表」による。
- イ 清掃時間 9時00分から17時00分施設の利用状況による（別途協議）
- ウ 清掃面積 「便所清掃作業表」による。
- エ 清掃内容 「清掃作業実施要領書」による。

便所清掃作業表

作業種別			日常作業											日常巡回						摘要			
対象部位			床		床以外																		
作業対象			硬性床	弾性床	ごみ箱	衛生容器	衛生陶器	洗浄便座ノズル	オムツ台	鏡	衛生消耗品	石鹼水	洗面台・水栓	床	洗面台	鏡	衛生容器	衛生陶器	衛生消耗品				
作業項目																					除塵	拭き(全面及び部分)	ごみ収集
番号	対象場所	対象面積																					
1	レストコーナー	64.00																				硬質床	
	エントランス部分	24.71	1D	1D	1D	1D	1D						1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D		
	便所	39.29	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D		1D
2	1区	12.03																					硬質床
	エントランス部分	3.02	1D	1D	1D	1D	1D						1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D		
	便所	9.01	1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1D	1D	1D										
3	13区	58.52																					硬質床
	エントランス部分	30.80	1D	1D	1D	1D	1D						1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D		
	便所	27.72	1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1D	1D	1D										
4	ひだまりの丘	58.52																					硬質床
	エントランス部分	30.80	1D	1D	1D	1D	1D						1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D		
	便所	27.72	1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1D	1D	1D										
5	アスレチック広場	20.16																					硬質床
	便所	20.16	1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1D	1D	1D										
6	4区	40.96																					硬質床
	便所	40.96	1D	1D	1D	1D	1D						1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	
7	10区	45.64																					硬質床
	便所	45.64	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	
8	5区	6.69																					硬質床
	便所	6.69	1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1D	1D	1D										
9	9区	39.38																					硬質床
	便所	39.38	1D	1D	1D	1D	1D						1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	
10	8区	54.76																					硬質床
	エントランス部分	26.86	1D	1D	1D	1D	1D						1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D		
	便所	27.90	1D	1D	1D	1D	1D						1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D	
11	7区	10.10																					硬質床
	便所	10.10	1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1D	1D	1D										

日常巡回(2回以上/日実施する場合)

(4) 東屋等清掃

① 日常清掃作業

- ア 清掃日数 「東屋等清掃作業表」による。
- イ 清掃時間 9時00分から17時00分
- ウ 清掃人員 1名
- エ 清掃面積 「東屋等清掃作業表」による。
- オ 清掃内容 「清掃作業実施要領書」による。

東屋等清掃作業表

作業種別				日常作業				概要
対象部位				床		床以外		
作業対象				硬弾 性性 床床		手摺り	座面等	
作業項目				除塵	拭き (全面及び部分)	ごみ収集	拭き	
番号	対象場所	仕上材	対象面積					
1	レストコーナー	木製	24.75	1W	1W	1W	1W	
2	ひかりの広場		94.14					
		東屋	木製	15.30	1W	1W	1W	1W
		デッキ	木製	48.53	1W	1W	1W	1W
		八つ橋	木製	30.31	1W	1W	1W	1W
3	13区	RC	12.57	1W	1W	1W	1W	
4	いこいの広場	RC	19.63	1W	1W	1W	1W	
5	ひだまりの丘	RC	28.00	1W	1W	1W	1W	
6	アスレチック広場	RC	114.69	1W	1W	1W	1W	
7	4区	RC	69.00	1W	1W	1W	1W	無縁祭壇含む
8	3区	RC	20.25	1W	1W	1W	1W	
9	10区	木製	12.96	1W	1W	1W	1W	
10	5区	RC	83.50	1W	1W	1W	1W	
11	7-3区	RC	6.48	1W	1W	1W	1W	
12	7-1区(新池下)	木製	20.00	1W	1W	1W	1W	
13	7-1区(新池上)	木製	13.21	1W	1W	1W	1W	

(清掃作業実施要領書)

作業名		作業方法
1	床面の拾い掃き	・ゴミをほうきで掃き、改修する。
2	床面拭き掃き掃除	・床面全体をほうき又はダストモップで掃き、必要に応じて真空掃除機で吸塵する。 ・水モップ又はダストモップで拭き、必要に応じて洗剤を用いて汚れを除去する。
3	床面の吸塵	・動かし得る備品は移動して、真空掃除機で吸塵する。
4	ガラスの拭き清掃	・【日常】手の届く範囲で水拭きした後、乾拭きで拭きあげる。 ・【定期】外部：伸縮ポール・脚立、 内部：伸縮ポール使用
5	紙屑の処理	・内容物を処理し、適宜に容器を拭きあげる。
6	備品什器の除塵	・塵埃の飛散することのないように除塵する。
7	手摺の拭き掃除	・手摺りを雑巾で拭きあげる。
8	汚物の処理	・汚物を適正に処理し、適宜に容器を拭き上げる。
9	衛生消耗品の補充	・必要に応じてトイレトペーパーと水石鹼の補充を行う。
10	流し台の洗浄	・適正洗剤で汚れを除去し、清水で流す。
11	鏡磨き	・水拭きの後、乾拭きで拭き上げる。
12	衛生陶器の洗浄	・適正洗剤で汚れを除去し水後の残らないよう専用の雑巾で拭き上げる。
13	金属部分の磨き	・適正洗剤で磨き、適正タオルで、乾拭きで仕上げる。
14	壁面の除塵	・塵埃の飛散することの無いよう除塵する。
15	排水側溝の点検	・排水ドレン、排水桝が詰まっているか点検する。
16	巡回清掃	・定期的に巡回を行い、汚損している箇所を修復する。
17	ごみ処理	・中継所までの運搬。(分別と梱包も含む、分別については打合せが必要)
18	照明器具・換気扇・給気口拭出口拭き	・塵埃の飛散することのないように除塵する。
19	磁器質タイル石張舗装	・ポリッシャー又は高圧洗浄機を用いて洗浄し、汚水処理後モップ等にて水拭きする。
20	長尺塩ビシート	・ポリッシャーを用いて洗浄し、汚水処理後モップ等にて水拭きする。 ・乾燥させた後、適正ワックスを塗布する。 ・また、必要に応じて剥離作業を行い、皮膜を再生する。
21	ノンスリップタイル	・高圧洗浄機を用いて洗浄し、汚水処理後モップ等にて水拭きする
22	ガラス	・ガラス清掃専用液で汚れを除去し、スクイジーで拭き取り、同時にサッシュ部分の汚れを落とし、水拭きした後、乾拭きで拭きあげる。

13. 塵芥の処理については、次のとおりとする。
 - (1) 塵芥は、すべて取り集めて所定の場所に収めること。
 - (2) 煙草の吸い殻は、水を注いで完全に火を消し、所定の場所へ取り捨てること。

14. 建物周辺の清掃については、次のとおり実施する。
 - (1) タイル部、コンクリート部、アスファルト部、インターロッキング部は、1日1回巡回し、ほうきで掃き清めること、また、特に汚れのひどい箇所については、洗浄し、塵芥は集めたうえ、所定の場所へ取捨てること。
 - (2) 側溝は、土砂、汚泥、塵芥を確実に除去し、所定の場所に捨てること。
 - (3) 植込みは、紙屑等の処理を行う指定管理者が適宜散水すること。

15. 盆・彼岸等の繁忙期においては、臨機に対応するものとする。

16. 添付する図面は、清掃管理範囲を示すものであり、仕様、面積等は参考程度の資料として扱う。

3. 貯水槽清掃等業務

1. 目的

「水道法」、「建築物における衛生環境の確保に関する法律」及び関係法令に基づき貯水槽の清掃及び水質検査を行うものとする。

2. 業務期間

10月初旬から概ね2ヶ月間とする。(事前調査及び関係者との打ち合わせ)

3. 履行場所

飯盛霊園組合

大阪府四條畷市大字下田原 448 番地 (別添「受水槽位置図」のとおり)

4. 書類の提出

指定管理者は、業務の実施にあたり、仕様書により必要書類を組合に提出すること。

5. 関係法規等の遵守

(1) 指定管理者は、本業務の実施にあたり、仕様書及び関係法規を遵守するものとする。

(2) 業務に関連して必要な官公庁などへの届出、手続きなどは指定管理者が行うこと。
なお、これに要する費用は全て指定管理者の負担とする。

6. 業務の把握

指定管理者は、本業務が円滑かつ適正に行われるように目的、内容及び業務手順を十分に理解するとともに、施設の実態状況を把握すること。

7. 機密の保持

指定管理者は、職務中又はその他の機会に知り得た機密を自己のために使用し又は、第三者に漏洩しないこと。

8. 周知

指定管理者は、本業務の実施にあたって、業務に支障をきたすと思われる作業については、作業の内容及び作業日程等を組合へ余裕をもって提出するとともに、関係者にも周知させること。

9. 現況復帰

作業中、誤って器物を破損又は汚損した場合は、組合へ報告の上、指定管理者の責任において速やかに現況に復すること。

10. 作業用の電気等

作業に伴い必要となる電気、水道の使用については、組合と協議を行い、指示に従うこととする。

11. 災害防止

災害防止には十分に注意をし、組合が必要と認め、指示した場合には、隣接建物、道路その他に対し養生管理し、万一人畜、器物等に被害損傷を与えた場合は、組合に報告の上、速やかに措置し、その責任は指定管理者の負担とする。

12. 本業務の従事者

本業務に従事する者は、(以下「従事者」という。)貯水槽清掃業務の内容に精通し、習熟した者とする。

- (1) 契約期間中は、原則として配置する従事者を異動させてはならない。
- (2) 配置する従事者の名簿を組合に提出すること。
- (3) 従事者に相応しいよう、常に清潔を保たなければならない。

13. 他業者との調整

業務実施にあたり、別途契約にかかる他業務等の調整が必要となる場合は、双方において協議の上、業務の進捗に支障のないよう相互に協力して行うこと。

14. 安全の確認

作業の開始にあたっては、作業内容及び作業場等の安全を確認のうえ作業を実施すること。

- (1) 安全措置が必要な場合は、安全のための対策を行ったうえ実施すること。
- (2) 組合関係者が立ち入る恐れのある場所での作業は、危険防止を行い、かつ、安全確認を行った後に作業を開始すること。

15. 確認

作業が完了した時は機器その他が正常に作動するかを確認のうえ、組合へ報告を行い、作業を終えること。

16. 負担区分

(1) 組合負担

①本業務に必要な光熱水費

(2) 指定管理者負担（業務従事者）

①作業服一式

②必要な工具・計測器

③事務用品、消耗品、報告書類

④その他必要とされるもの

17. 臨機の措置

指定管理者は、作業中に発見した補修、改修の部分で早急に措置が必要と思われるものについては、速やかに組合へ報告し、指示を受けること。

18. 委託概要及び委託範囲

(1) 実施要領

貯水槽清掃等作業実施要領のとおり。

(2) 検査

作業完了後は、関係係員立会いの上、所定の検査を受け、不備と認められた箇所については速やかに手直しを行うこと。

(3) 疑義の協議

本仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議を行う。

(貯水槽清掃等業務実施要領)

(1) 事前調査及び関係者との打ち合わせ

- ① 事前調査を十分行い、機材・工程等を検討し、作業の円滑化を図ること。
- ② 電気・水道関係の施設利用については、組合と十分な打合せを行い、事故防止を図ること。
- ③ 清掃作業の実施にあたっては、断水を行わずに作業出来るよう検討すること。止むを得ず断水を行う場合は、断水時間が極力少なくなるよう努めること。

(2) 一般事項

- ① 作業は、健康状態の良好な者が行うこと。
- ② 作業衣及び使用器具は、水槽の清掃専用のものとする。また、作業にあたっては、衛生的に実施すること。
- ③ 水槽内の照明及び換気等に注意し、事故防止を図ること。
- ④ 一施設に複数の水槽等がある場合は、受水槽の清掃と同一の日に行うこと。
- ⑤ 高架水槽等がある場合は、当該清掃は受水槽の清掃を行った後に行うこと。

(3) 水槽周辺の点検・清掃等

- ① マンホール・オーバーフロー管・エア抜き管・防虫網・フロートスイッチ・揚水ポンプ等周辺の点検及び清掃を行うこと。また、ボルトの緩み、防虫網破損時の取替等軽微なものについては、本業務契約の範囲内で補修を行うこと。

(4) 清掃作業内容

- ① ドレン及び水中ポンプ等を使用し、適切に排水すること。
- ② 排水完了後、換気は送風機により行い、空気中の塩素・酸素濃度は塩素濃度測定器・酸素濃度測定器により行うこと。
- ③ 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄すること。壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、水槽を損傷させないよう適切な器具を用いて行うこと。
- ④ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行うこと。
- ⑤ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにすること。
- ⑥ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行うこと。
- ⑦ 消毒薬は、有効塩素50～100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。

- ⑧ 消毒は、水槽内の全壁面、床面及び天井面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧による吹付け、若しくはブラシ等を使用して行うこと。
- ⑨ 消毒終了後は、水槽内に人の立入を禁止する措置を講ずること。
- ⑩ 消毒後の水洗及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。
- ⑪ 水槽周辺の清掃・後片付けを行うこと。

(5) 写真撮影

- ① 槽の外観（槽に記載してある容量若しくは有効容量を撮影）、清掃作業前、清掃・消毒作業中及び清掃作業後の写真を撮影し、作業報告書と合冊し提出すること。

(6) 水槽内点検

- ① 水槽の状況・ボールタップ・フート弁・満減水警報装置等について点検すること。
- ② 点検により不良・不備のボールタップ・フート弁等の機器があった場合は、組合と協議の上、補修又は取替を行うこと。なお、軽微な補修については、本業務の範囲内とする。

(7) 機器点検・調整

- ① ボールタップ・フート弁・揚水ポンプ等水槽内部・周辺の機器の点検・調整を行う。ボールタップ及び定水位弁については分解整備を行い、ワン皮パッキンについては必要に応じて取替を行うこと（分解写真を撮影し、提出すること。）

(8) 水質検査

- ① 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽内における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

(9) 法定水質検査

- ① 「水質検査項目表」のとおり、貯水槽清掃作業後、水質検査を行うこと。なお、上記水質検査は、建築物飲料水水質検査業の登録を受けた者による検査とする。

(10) 報告書等

- ① 各作業完了後に報告書を提出すること。また、貯水槽清掃の報告書には、下記の書類の写しを添付すること。

ア 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書

イ 貯水槽清掃作業監督者講習会の修了証書

ウ 作業担当者検査成績書

エ 腸内細菌培養検査（赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌等）

(11) 連絡等

- ① 工程については組合と十分連絡を取り、特に機器の不良・不備による補修又は取替を行う場合は、組合に説明し、その了解を得た上、適宜必要な処置を行うこと。

貯水槽清掃場所一覧及び仕様一覧表

No.	施設名	水槽仕様			清掃	水質検査	
		水槽名称	構造	容量		飲料水	水質検査 (清掃後16項目)
1	第二受水槽	受水槽	SUS製 2槽式	48m ³	○		○
2	第三受水槽	受水槽	SUS製 2槽式	36m ³	○		-
3	第四受水槽	受水槽	SUS製 1槽式	36m ³	○		○

水質検査項目表

No.	項目
1	一般細菌
2	大腸菌
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
4	塩化物イオン
5	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
6	pH値
7	味
8	臭気
9	色度
10	濁色
11	亜硝酸態窒素
12	鉛及びその化合物
13	亜鉛及びその化合物
14	鉄及びその化合物
15	銅及びその化合物
16	蒸発残留物



4. 受水槽揚水ポンプ点検業務

1. 目的

受水槽揚水ポンプ点検実施を目的とする。

2. 期間

6月初旬から3月末まで

3. 作業時間

作業時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

4. 業務内容

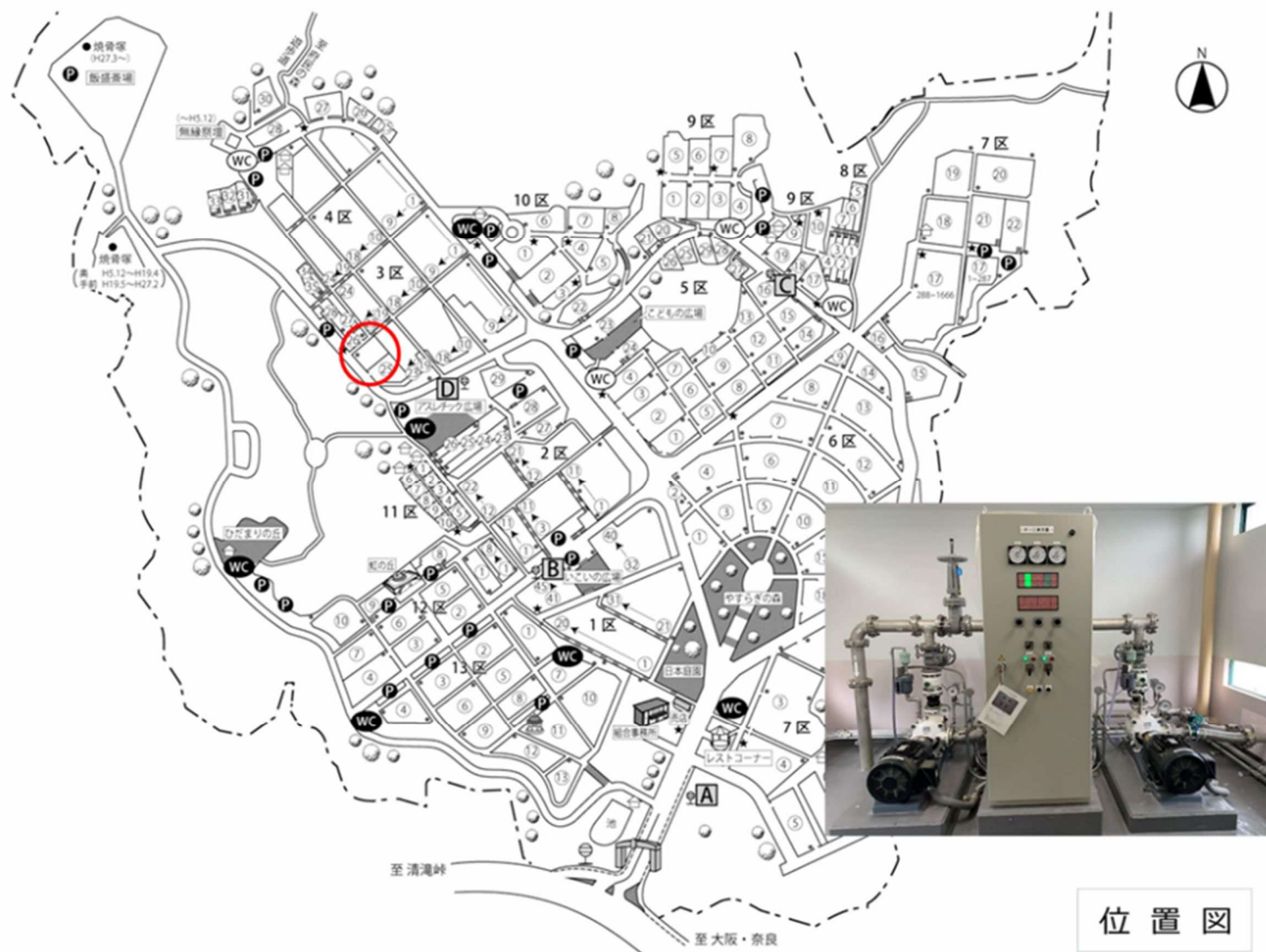
- (1) 揚水ポンプの点検を行い、その結果について報告する。
- (2) 回数は年4回とする。(点検月：6月・9月・12月・3月)

- ① 運転時の騒音確認
- ② 機器の目視確認
- ③ オイル調整
- ④ 操作盤確認

5. 対象設備

- (1) 送水ポンプ2基

エバラ MSN 型ナイロンコーティング製多段渦巻ポンプ 80MSN3611B



5. 浄化槽導入管管理業務

1. 目的

浄化槽導入管管理を実施することを目的とする。

2. 期間

7月下旬から3月中旬まで

3. 作業時間

作業時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

4. 業務内容

(1) 管理業務

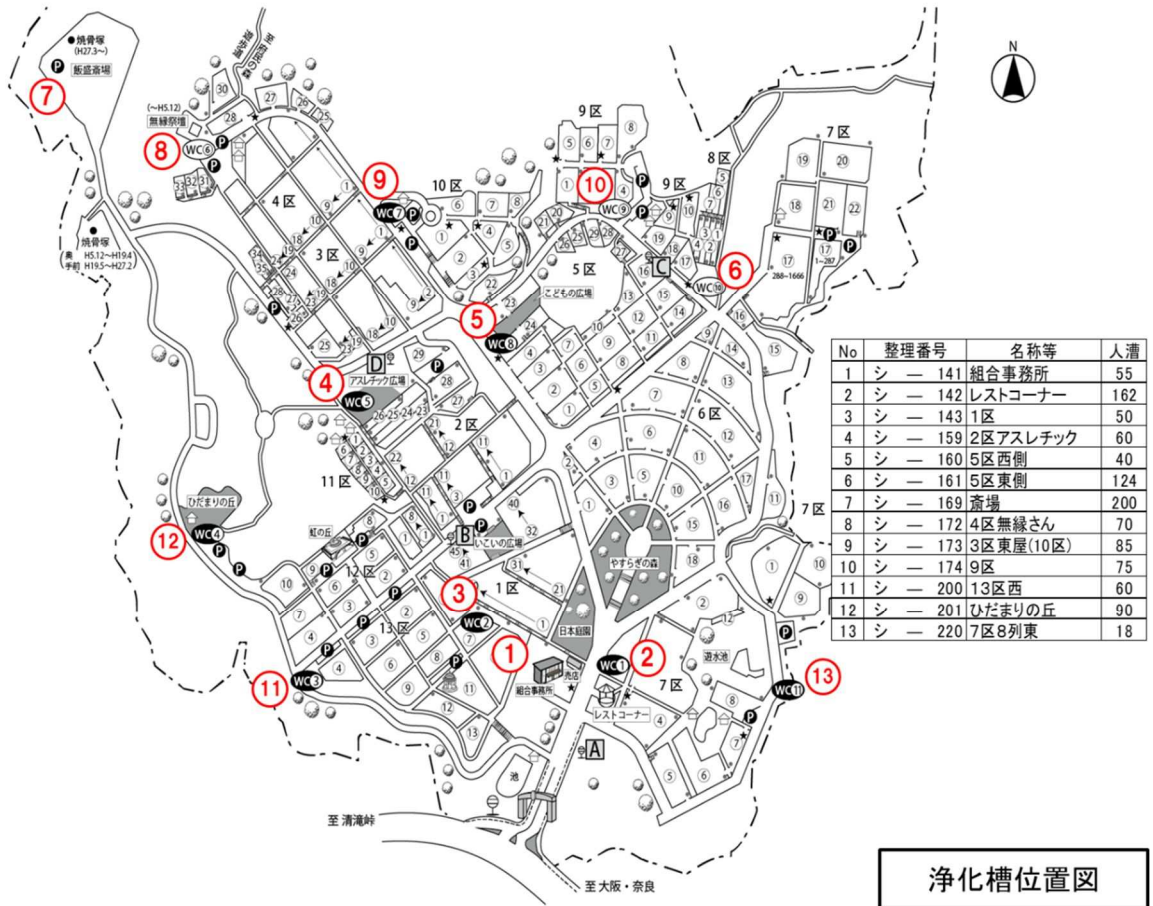
- ① 浄化槽導入管の会所を調査する。
- ② 異常が見受けられる場合は、報告書に記載する。
- ③ 会所内に樹木の根がある場合は、簡易な根切り作業を行う。
※年2回（8月と2月に実施する）

5. 対象浄化槽

浄化槽位置図を参照。（13箇所）

※No.7については、斎場の浄化槽であり、新斎場稼働開始後は本業務対象施設から除外。

※新斎場の稼働予定は令和10年11月頃を予定。



浄化槽位置図

6. 浄化槽維持管理業務

1. 目的

浄化槽法第3章及び施行規則第6条に基づいて、次の浄化槽の保守点検をするものとする。

2. 業務内容

(1) 下記の点検業務を実施したときに、業務報告書を作成し提出すること。

名 称	保守点検回数	清掃回数	法定検査	水質検査
No. 1 55人槽	24 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 2 162人槽	12 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 3 50人槽	6 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 4 60人槽	6 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 5 40人槽	6 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 6 124人槽	12 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 7 200人槽	24 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 8 70人槽	12 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 9 85人槽	12 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 10 75人槽	12 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 11 60人槽	12 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 12 90人槽	12 回/年	2 回/年	別途	1 回/年
No. 13 18人槽	12 回/年	2 回/年	別途	1 回/年

※No.7については、斎場の浄化槽であり、新斎場の稼働開始後は本業務対象施設から除外。

※新斎場の稼働予定は令和10年11月頃を予定。

3. 保守点検業者の資格及び条件

- (1) 保守点検に従事するものは、専門的な知識及び技能のある有資格者であって常に官庁関係と連絡のうえに従事すること。
- (2) 浄化槽法その他関係法令を遵守し、この作業を忠実に実行すること。

4. 保守点検の概論

- (1) 正しく運転されているか否か。
- (2) 各部分の汚水の性状、汚水量、機械音、振動、電力消費量、その他について。

5. 共通事項

点検箇所	点 検 内 容
騒音・振動 悪臭等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽周囲に悪臭はないか ・ 異常な騒音や振動はないか ・ 蚊、はえ等の異常な発生はないか
配管設備 及び 施設全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流入管きよ及び放流管きよとの接続は適正か ・ 流入管きよにおけるし尿、雑排水などの流れ方は良好か ・ 流入管きよ、インバートます、移流管、移流口、越流ぜき流出口及び放流管きよに異物などが付着していないか ・ 槽は水平に保持されているか ・ 槽の破損、変形などはないか ・ 地下水や雨水の流入はないか ・ マンホール蓋に破損はないか ・ マンホール密閉、ロックの状況は良好か ・ 単位装置及び付属機器類の設置の位置は適正か ・ 単位装置及び付属機器類の機能に異常はないか

6. 点検追加事項

- (1) 年2回の各浄化槽施設流入管・インバートます等の出入口の雑木根並びに異物などの混入点検業務を実施し報告書を作成し提出する。(点検写真添付)

振動部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時又は一定の時間ごとに作動しているか ・ モーターなどに加熱が生じていないか ・ エアフィルターが目づまりはないか ・ ベルトの亀裂、汚れ、ゆるみ等はないか ・ ベアリングの破損、シャフトの摩耗はないか ・ 駆動部分のゆるみ、腐食などはないか ・ オイルの補給の必要はないか 	
ポンプ槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ スカム及び底部に汚泥の堆積はないか ・ ポンプのレベルスイッチの設定 ・ ポンプの作動状況に異常はないか ・ 曝気に関しては単独に準ずる 	
消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放流水は環境衛生上の支障が生じないように消毒されているか ・ 薬剤等の補給状況及び処理水との接触、混和状況は良好か ・ スカムや汚泥の堆積はないか 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吸着剤、凝集剤、PH調整剤その他薬剤を使用する場合にはその供給量を調整すること ・ 浄化槽が適正に使用されているか (使用者に関する準則の遵守状況) 	
水質検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常検査項目 外観、臭気、透視度、PH 溶存酸素、SV₃₀、残留塩素 ・ 必要に応じて行う検査項目 塩素イオン、BOD、COD、SS 亜硝酸性窒素、MLSS、 生物相 ※斎場についてはT-N・T-P 検査を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい範囲 PH 5.8～8.6 SV₃₀ 60%以下 透視度 単独処理 5 cm以上 合併処理 15 cm以上 溶存酸素 単独処理 0.3 mg/ℓ以上 合併処理 0.1mg/ℓ以上 BOD 性能基準以下 亜硝酸性窒素 陽性 塩素イオン (塩素イオン) 90～140 mg/ℓ 残留塩素 検出される事

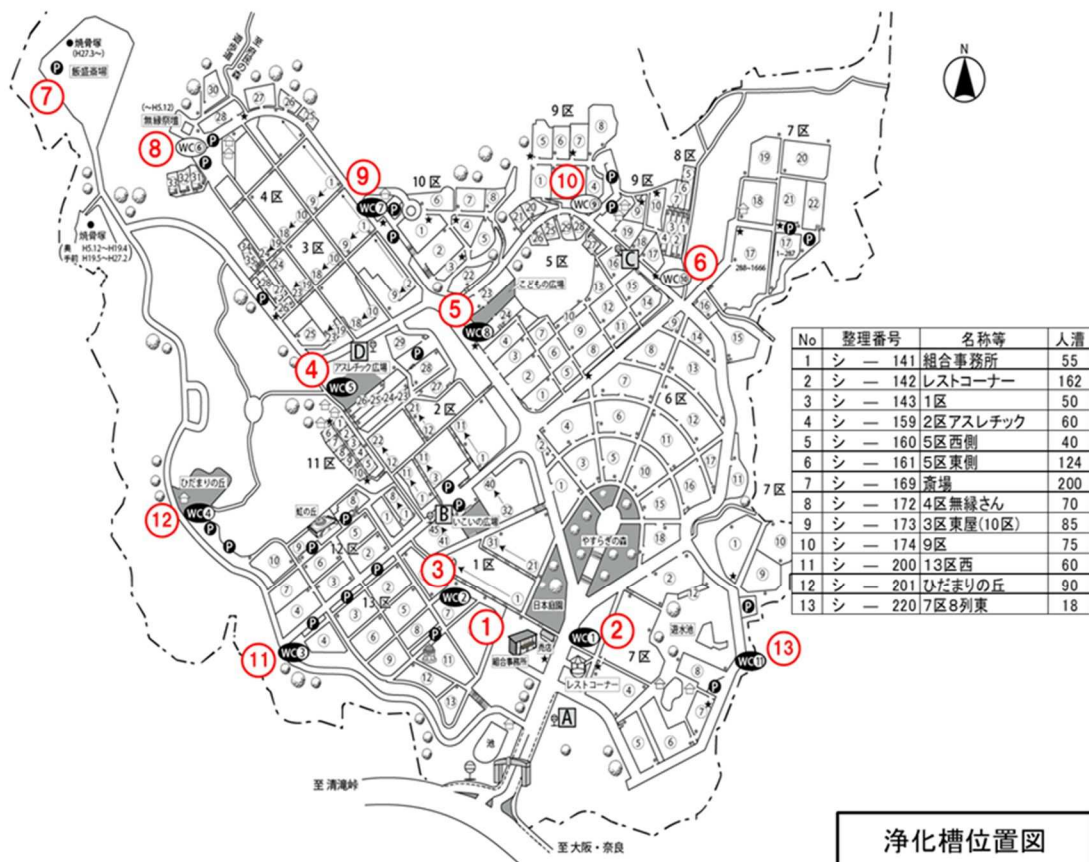
※ベルトの調整やオイルの補給は、必要に応じて行うこと。

7. 単独処理

点 検 箇 所		点 検 内 容
一 次 処 理	腐敗室 (タンク)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スカムや汚泥の異常堆積はないか ・ 二次処理装置への汚泥の移行はないか ・ 下着類や多量の衛生紙綿など大型きょう雑物の混入はないか ・ 予備ろ過室が閉塞していないか
	沈殿分離室 (タンク)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スカム、堆積汚泥の状況及びこれらの流出はないか
二 次 処 理	散水ろ過	<ul style="list-style-type: none"> ・ ろ過に均等に散水されているか ・ 樋の破損や樋に堆積汚泥はないか ・ ろ床に嫌気性変化はないか ・ 通気状況は良好か
	平面酸化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流水部の均等な流水に異常はないか ・ 流水部に異物等の付着はないか ・ 空気の流通、酸化床の好気性保持は良好か
	単純ばっ気	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばっ気攪拌の状況は良好か ・ 室内液の混濁に異常はないか
	ばっ気室 (全ばっ気) (分離ばっ気)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶存酸素が適正に保持されているか ・ 施回流の状況は良好か ・ ばっ気の均一性に異常はないか ・ 機器攪拌装置への異物の付着はないか ・ SV₃₀の状況及び汚泥の色相に異常はないか ・ 異常な泡立ちや臭気はないか
	接触ばっ気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶存酸素が適正に保持されているか ・ ばっ気の均一性に異常はないか ・ 死水域が生じてないか ・ 接触材が閉塞してないか ・ 洗浄装置及び汚泥返送装置に異常はないか ・ 洗浄時期の判断及び洗浄時間の調整
	沈澱室	<ul style="list-style-type: none"> ・ スカムの発生はないか ・ 越流ぜきへの異物の付着はないか ・ 均等に越流しているか

8. 合併処理

点 検 箇 所		点 検 内 容
一 次 処 理	流入装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーンが閉塞していないか（全面及び裏面） ・ スクリーンかす除去装置に異常はないか ・ 沈砂池及び水路に汚泥、異物、砂などの堆積はないか
	破碎装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属類などエッジを損傷する異物がつまっていないか ・ エッジの摩耗や破損はないか
	二階タンク 沈澱分離槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独処理に準ずる
	流量調整装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正にばっ気攪拌されているか ・ 槽底部に汚泥が異常に堆積していないか ・ ポンプ作動水位及び計量装置の調整に異常はないか ・ 計量装置の内壁、仕切板、せきの洗浄浮遊物の除去
二 次 処 理	回転板接触槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回転板が閉塞していないか ・ 異物の付着はないか ・ 通気状況は良好か ・ 回転板に変形や破損はないか ・ 回転板の円周速度は適正か ・ 軸受部にきしみや音や発熱がなく正常回転しているか ・ 槽底部に汚泥が異常堆積していないか
	接触ばっ気槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独処理に準ずる
	ばっ気槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独処理に準ずる
	散水ろ床	<ul style="list-style-type: none"> ・ ろ床が閉塞していないか ・ 散水機が目づまりしていないか ・ はえ等が発生していないか ・ 防虫網に破れはないか ・ 返送水量は適正か ・ 通気状況は良好か
	循環水路ばっ気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水流の速さは適正か ・ 水路内に汚泥が堆積していないか
	沈澱池	<ul style="list-style-type: none"> ・ スカム、汚泥等の流出はないか ・ 汚泥返送装置による返送量の調整に異常はないか ・ 余剰汚泥の引き抜きの必要はないか ・ スカム除去装置、汚泥掻寄機の作動に異常はないか ・ 越流ぜきの不均等及び異物の付着はないか
	汚泥貯留槽 汚泥濃縮貯留槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥の濃縮操作及び中間水の排除 ・ ばっ気量又は攪拌装置に異常はないか ・ 異常な臭気はないか



7. 消防用設備等定期点検業務

1. 目的

消防用設備等の定期点検の実施を目的とする。

2. 対象設備

- (1) 飯盛霊園組合庁舎 床面積 402.77 m² 延べ面積 660.87 m²
- (2) 合葬墓虹の丘 床面積 255.99 m² 延べ面積 255.99 m²
- (3) 便益施設 床面積 192.04 m² (誘導灯、消火器)

3. 業務内容

- (1) 本業務は、本仕様書及び現場説明事項に基づき発注者の指示に従い施行する。
- (2) 本業務に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行する。
- (3) 指定管理者及び業務関係者は、発注者の管理上の諸規定及び指示に従う。
- (4) 本業務の実施にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努める。
- (5) 消防法第17条の規定に基づき、当該消防設備保守点検においては、飯盛霊園組合の設備管理者等の維持管理業務を補佐する。
- (6) 消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防用設備等の点検及び報告をする。
- (7) 消防法第17条の3の3に基づく点検は、消防法施行規則第31条の6に定める消防用設備等の点検及び報告によるものとする。
- (8) 報告書は、総務省消防庁消防用設備等点検結果報告書の様式及び消防用設備等の点検基準、点検要領及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式に基づき作成する。
- (9) 本件消防用設備等の点検は、年2回実施する。(点検月：9月・3月)
- (10) 点検対象設備は、飯盛霊園組合庁舎の1階及び2階、合葬墓虹の丘内部及び便益施設とする。本仕様書の消防設備設置数一覧表及び図面に詳細を記載する。なお、設備等に変更があった場合は、柔軟に対応する。
- (11) 点検実施ごとに消防用設備等点検結果報告書を作成する。また、不良箇所があった場合には、写真を添付した報告書を作成する。

4. 提出書類

- (1) 消防用設備等点検結果報告書各2部
- (2) その他発注者の指示するもの

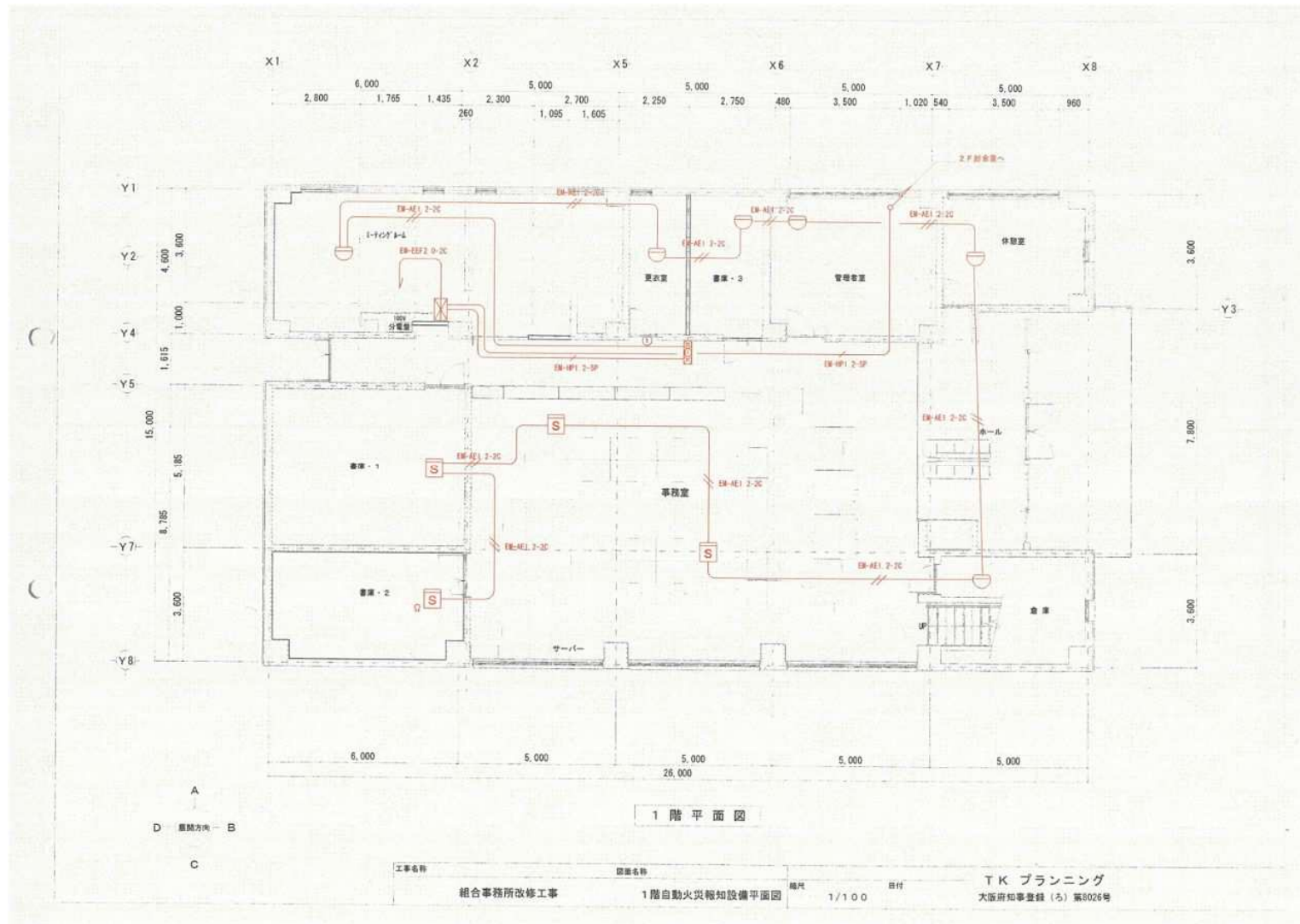
5. その他

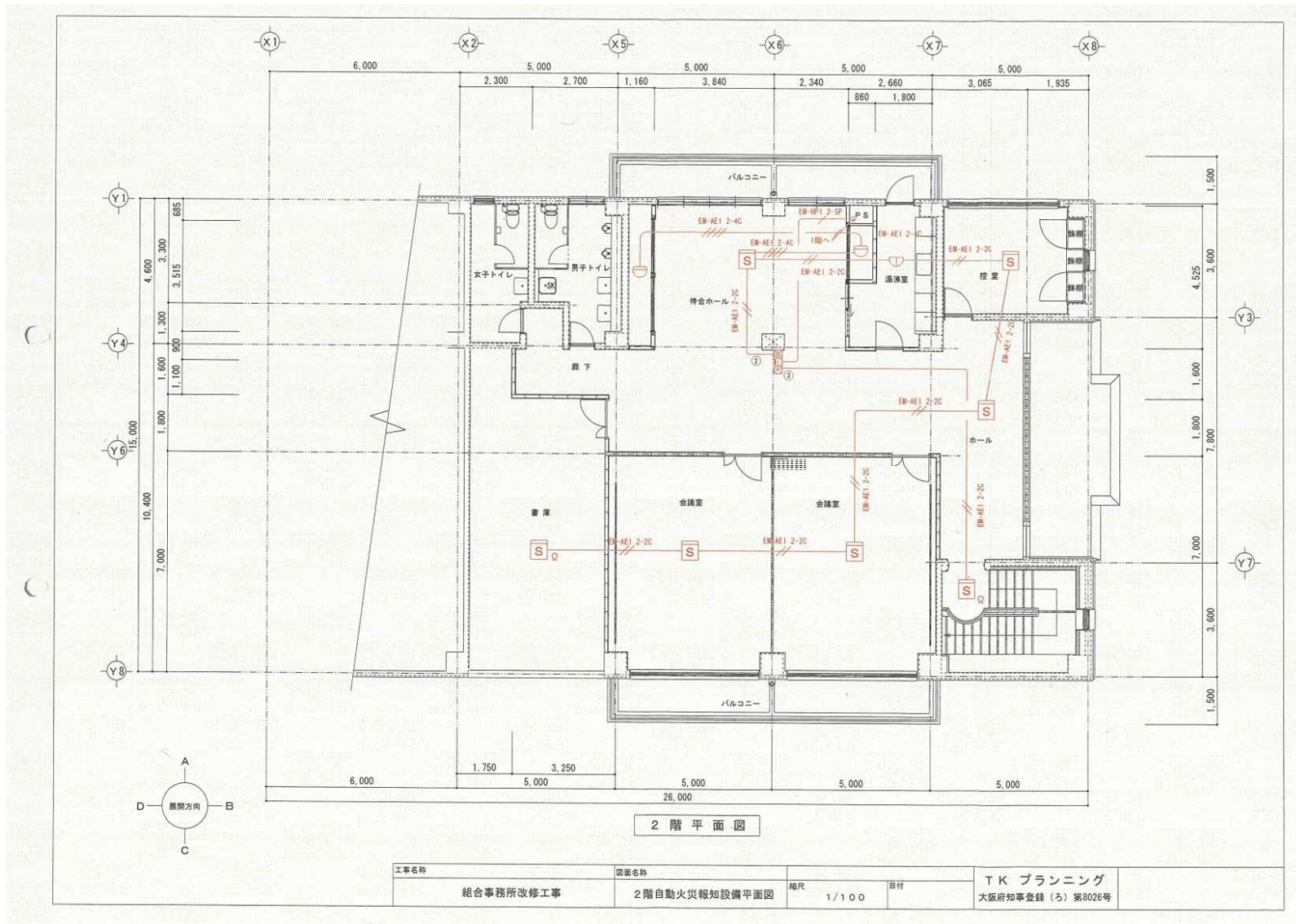
- (1) 本仕様書は本業務の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、必要であると判断されるものについては、指定管理者の責任において施行する。
- (2) 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、組合と協議し、その指示に従う。
- (3) 便益施設の消防設備等については、施設の状況が明らかになった時点において、組合と協議し、その指示に従う。

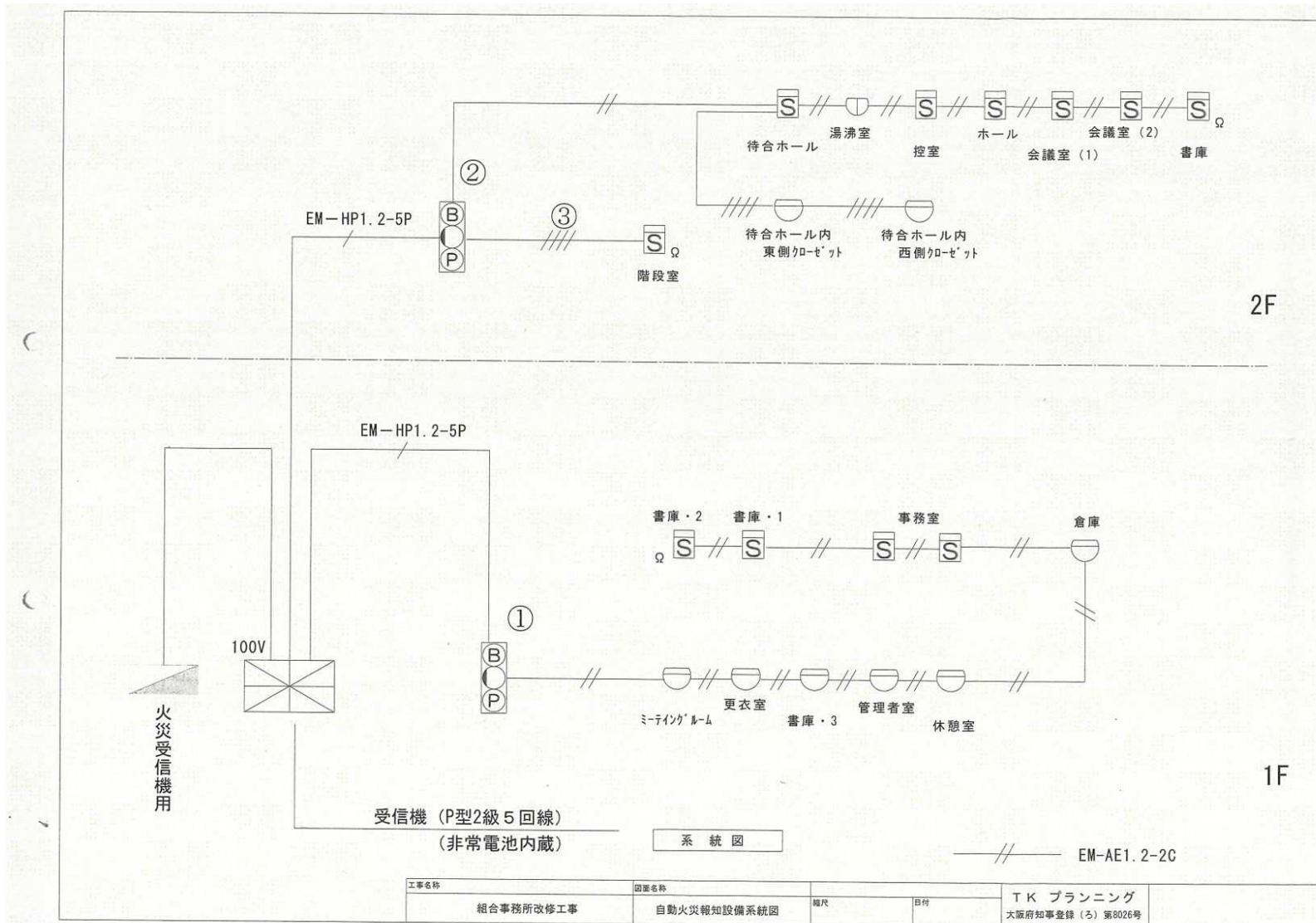
消防設備設置数一覧表

	組合庁舎1F	組合庁舎2F	虹の丘	合計
受信機	1			1
総合盤	2			2
感知器 差動式 スポット型	6	2		8
感知器 定温式 スポット型		1		1
感知器 光電式 スポット型	4	7		11
地区音響装置	1	1		2
発信機	1	1		2
消火器	4	2	2	8
誘導灯	2	2	1	5

(図面)

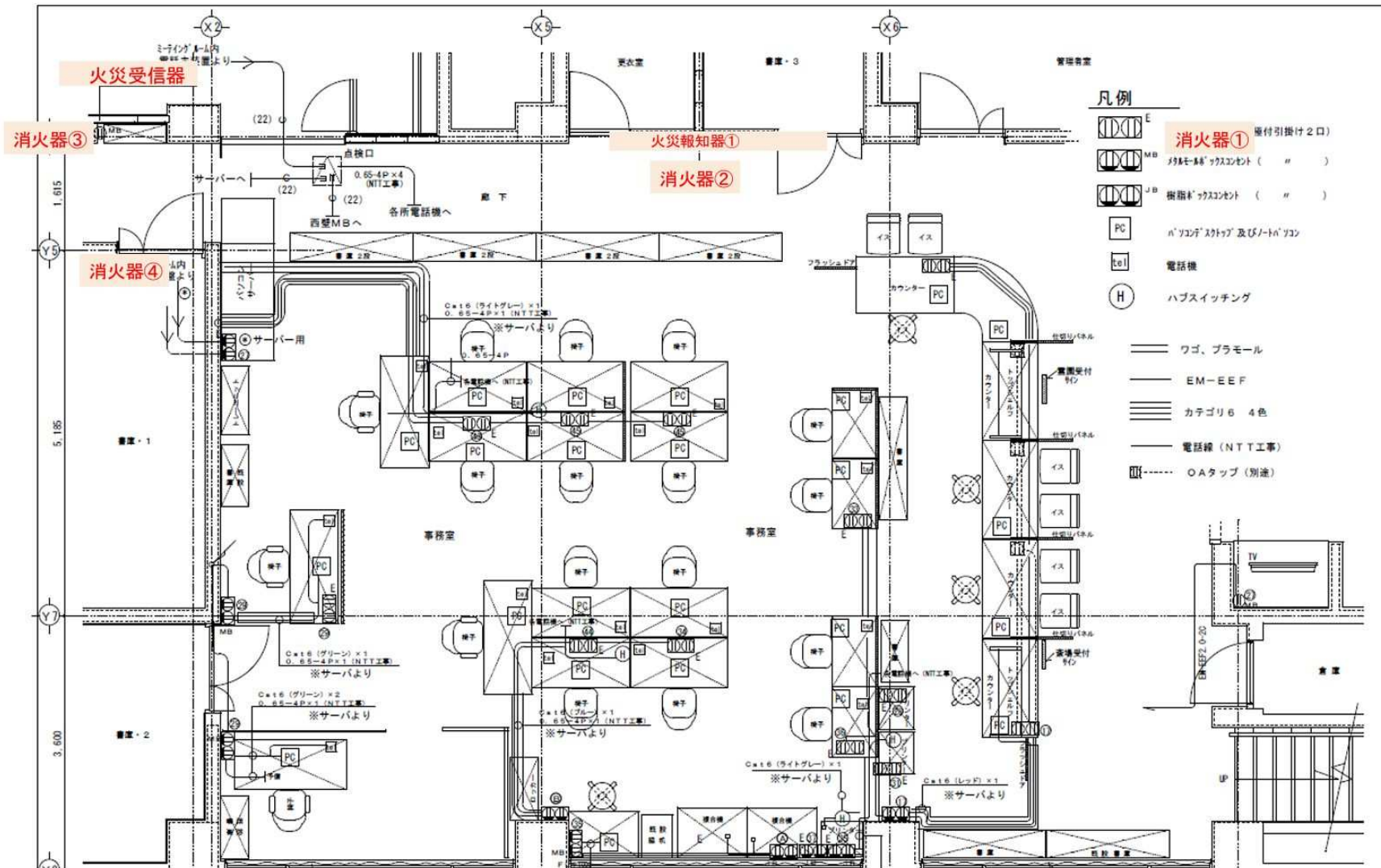




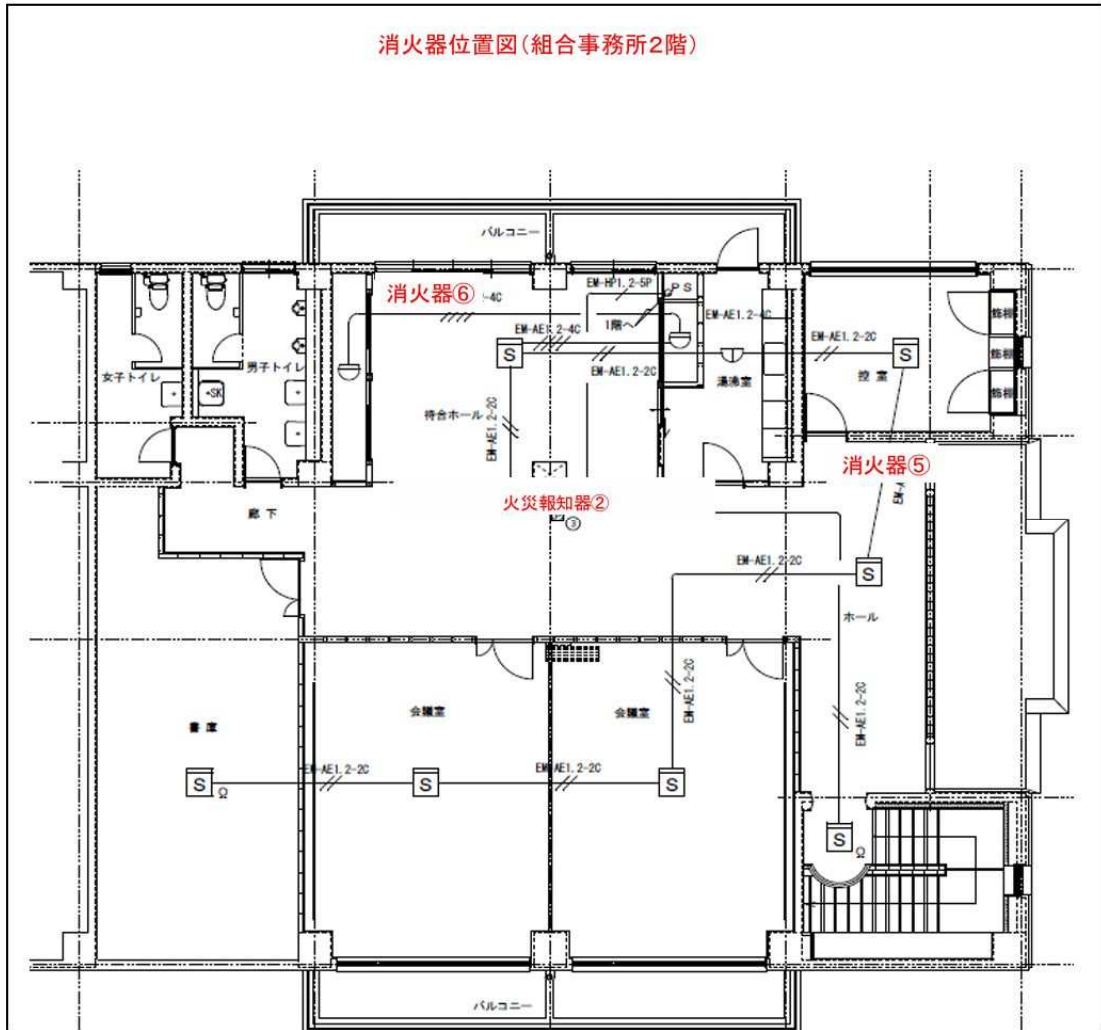


工事名称	図面名称	縮尺	日付	TK プランニング 大阪府知事登録(ろ)第8026号
組合事務所改修工事	自動火災報知設備系統図			

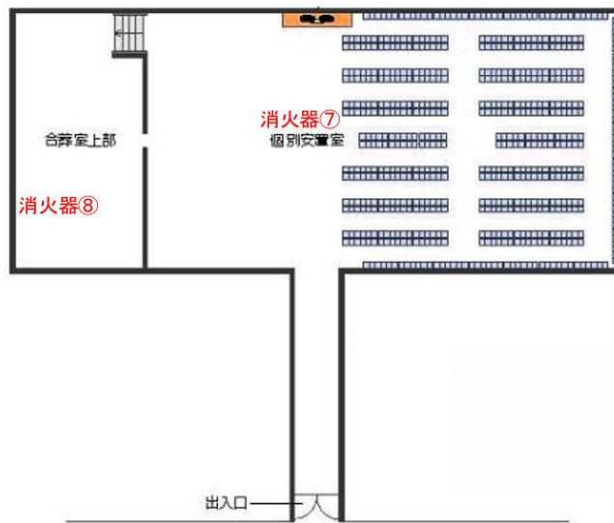
消火器位置図(組合事務所2階)



消火器位置図(組合事務所2階)



消火器位置図(虹の丘)



消防点検施設位置図



8. 簡易専用水道法定検査業務

1. 目的

水道法第34条の2第2項により、貯水槽水道（簡易専用水道）の施設の定期検査及び水質検査を実施することを目的とする。

2. 期間

1月中旬から2月末まで

3. 作業時間

作業時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

4. 業務内容

(1) 定期検査

① 施設の点検等

ア 対象施設

No.1 受水槽1基（2槽構成） 屋外 SUS製 有効容量40m³

中継水槽1基（2槽構成） 屋外 SUS製 有効容量30m³

No.2 受水槽1基（2槽構成） 屋外 SUS製 有効容量30m³

イ 水質検査：2系統（右の園内系統表示図参照）

ウ 書類整理等に関する検査：給水設備の図面、貯水槽の清掃記録、その他管理記録

(2) 報告書

① 報告書作成

上記（1）に係る結果を報告書にとりまとめる。報告書データを提出する。

※報告書及びデータの様式については、事前に組合と協議すること。

(3) 報告

① 所管の保健所に検査結果の報告を行う。

9. 電気設備保守業務

1. 目的

飯盛霊園組合が保有する電気設備（高圧受電設備は除く）の保守業務の実施を目的とする。

2. 作業時間帯

- (1) 電気設備等の異常を把握した日以降速やかに対応する。ただし、国民の休日、年末年始、及び指定管理者が別途定める日は除く。月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで。
- (2) 上記時間帯以外に緊急特別に復旧支援の必要がある場合は双方別途協議する。また天災等の不可抗力により、対応困難な場合は除く。

3. 業務内容

- (1) 電気設備の不具合や漏電等が発生した場合、又はその恐れがある場合に、組合の要請に応じて、不具合の原因解明に努めるものとする。また、その場で復旧が可能な場合は対応するものとし、復旧の際に生じた部材費等は組合の負担とする。

4. 作業頻度

- (1) 年間12回程度を想定。
- (2) 想定回数を大幅に超過した場合は、双方別途協議する。

10. 遊具の点検業務

1. 目的

遊具の安全基準（JPFA-SP-S:2024）に基づき、基準診断及び劣化診断を行うことを目的とする。

2. 作業時間

作業時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

3. 業務内容

(1) 遊具点検

① 基準診断

遊具の安全基準（JPFA-SP-S:2024）に基づき、総合判定を行う。

② 劣化診断

遊具の劣化の診断を行う。

単品遊具（A） 2基（ヒネリン、ステップ）

単品遊具（B） 1基（クリーパー）

単品遊具（C） 2基（ロープウェイ、ザイルクライミング）

複合遊具（中） 2基（複合遊具、その他遊具）

※（1）及び（2）は、公園施設点検管理士などの有資格者が行うこと。

(2) 報告書

① 報告書作成

遊具ごとの診断結果を報告書にまとめる。報告書データを提出する。（DVD-R）

※報告書及びデータの様式については、事前に組合と協議すること。

(参考：遊具の写真)



ヒネリン



ステップ



クリーパー



ロープウェイ



ザイルクライミング



複合遊具



その他遊具

11. 枯れ供花の処分業務

1. 回収した枯れ供花は適正に処分すること。
2. 組合は、リサイクルをする目的で（株）都市樹木再生センターと契約をして処理をしている。なお、廃棄物とする場合は以下の処分方法となる。

（1）一般廃棄物 市の許可業者で運搬し四條畷市交野市清掃施設組合で処分

（2）産業廃棄物 産廃の許可業者で運搬・処分する。

3. 搬出実績

令和3年度 15,110 kg

令和4年度 9,740 kg

令和5年度 13,260 kg

令和6年度 13,720 kg

12. 事業系一般廃棄物の処分業務

1. 一般廃棄物については適正に処分すること。
2. (参考契約書)

事業系一般廃棄物収集運搬委託契約書

事業系一般廃棄物排出事業者等 飯盛霊園組合

(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)は、甲が指定する物件(別表1記載)から排出される事業系一般廃棄物の収集運搬業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

甲は、甲が指定する物件から排出される事業系一般廃棄物の収集運搬について、乙に業務を委託し、乙は善良な管理者の注意をもって、その業務を遂行することを旨として受託する。また、乙は事業系一般廃棄物収集運搬業者の証として、四條畷市の事業系一般廃棄物収集運搬許可証を甲に対し提示するものとする。

○ 第2条 (対象物件)

甲が指定する物件の名称及び住所は別表1のとおりとする。

第3条 (業務内容)

甲は、透明、白色半透明の45リットルの袋に1袋10キログラム以下の状態で事業系一般廃棄物を排出するものとし、乙は、甲が指定する物件から排出される事業系一般廃棄物について、別表2のとおり作業を行うものとする。ただし、日曜日及び12月31日から1月3日までは休業日とする。

また、災害等により四條畷市との協議により収集を中止する場合は、その廃棄物の収集について甲、乙協議の上、処理するものとする。

第4条 (契約期間、契約の更新及び解除)

○ 本契約の締結期間は、別表3のとおりとする。

ただし、契約期間の末日1ヶ月前までに、甲乙いずれかより、書面等による意思表示のない限り、本契約を同一条件で別表3のとおり自動更新し、以降も同様とする。また、何らかの事由で契約期間中に本契約を解除する場合は、その1ヶ月前までに解除の理由、日時等を書面等で相手方に提示するものとする。

第5条 (業務委託料金、支払方法及び支払先等)

(1) 本契約に基づき甲が乙に支払う業務委託料金、支払方法及び支払先等については、別表4のとおりと定める。

(2) 業務が1ヶ月に満たない場合には、乙は業務委託料金を日割り計算し、甲に請求書を提出し、甲はその金額を支払うものとする。

第6条 (契約内容の変更等)

本契約の内容は、廃棄物の排出量の増減、経済情勢の変化等その他の事情が生じた場合は、甲乙協議のうえ改訂できるものとする。

第7条（再委託の禁止）

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。

第8条（事業系一般廃棄物の排出指定場所及び排出責任）

甲乙の協議により、甲が事業系一般廃棄物の排出場所を指定した場合には、乙は、甲が排出場所として指定した場所から事業系一般廃棄物を収集するものとし、その場所以外に排出された事業系一般廃棄物は収集しないものとする。また、甲は自らが指定した排出場所に廃棄物以外の物品を放置又は仮置きしないものとし、乙が当該物品を収集した場合であってもその責めを負わないものとする。

第9条（権利・義務の譲渡等）

乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、その責めに帰すべき事由によりそれぞれ相手に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関して、業務上知り得たそれぞれ相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。当該機密を公表する必要がある場合は、それぞれ相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、相手方に何等の催促をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 法令の制定、改廃、社会情勢の変化などにより本契約の履行が不能になったとき。
- (2) 手形小切手の不渡や破産、民事再生、会社更生の申立てなどがあり、相手方に対し本契約を継続し難い信用不安があると認めるとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) 不正または不信の行為があったとき。
- (5) 役員ないし使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者をして、相手方に対し暴力的行為、詐術、強迫的言動、著しい迷惑を及ぼす言動、業務妨害行為、暴力的要求行為などの行為をおこない、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (7) 本契約に違反したとき。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項に関しては甲乙双方が協議し決定するものとする。

この契約締結の証として、本書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、各々保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 所在地 **四條畷市大字下田原448番地**

事業所名 **飯盛靈園組合**

代表者氏名 **管理者 四條畷市長 東 修**

乙 所在地

事業所名

代表者氏名

別表1 対象物件

名 称	飯盛壺園組合
住 所	大字下田原 448 番地

別表2 業務内容

可燃ごみ	収集日	週 2 回収集 (火曜日・金曜日)
	収集量	1 週間につき 270 袋
缶・びん	収集日	***** *****
	収集量	*****

別表3 契約期間、契約更新

契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約更新	上記期間の契約となります。以降、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの同一条件での自動更新となります。

別表4 業務委託料金、支払方法及び支払先等

業務委託料金	月額金 183,600 円 (可燃) 170 円×270 個×4 週	左記金額に 消費税別途加算
締日	毎月末日	
支払日	翌月 28 日	
支払方法	銀行振込	
支払先	近畿大阪銀行 住道支店 普通口座 0046679 口座名：なわて受付センター (ナワテウケツケセンター)	

13. 産業廃棄物の処分業務

1. 目的

指定する物件から排出される産業廃棄物の収集運搬を目的とする。

2. 業務内容

- (1) 廃プラスチック、ガラスくず、金属くず等の混合物を収集するため、組合敷地内の指定箇所に一定期間コンテナを設置する。
- (2) 組合が搬入した産業廃棄物を運搬及び適切に処分する。
- (3) 産業廃棄物を搬出する都度、マニフェストに必要事項を正確に漏れなく記載する。
- (4) 収集量 4 m³ (3年間の平均値)

3. その他

- (1) 指定管理者は産業廃棄物収集運搬業者の証として、大阪府の産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証を提示する。

14. イノシシ柵の点検と補修業務

1. 目的

組合内に設置されているイノシシ柵の点検を行うことを目的とする。

2. 期間

2月中旬から3月上旬まで

3. 作業時間

作業時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

4. 業務内容

(1) 点検：イノシシ柵に破損等の異常がないかの確認を行う。(約 4,362m)

(飯盛霊園イノシシ柵全体位置図及び年度記載図参照)

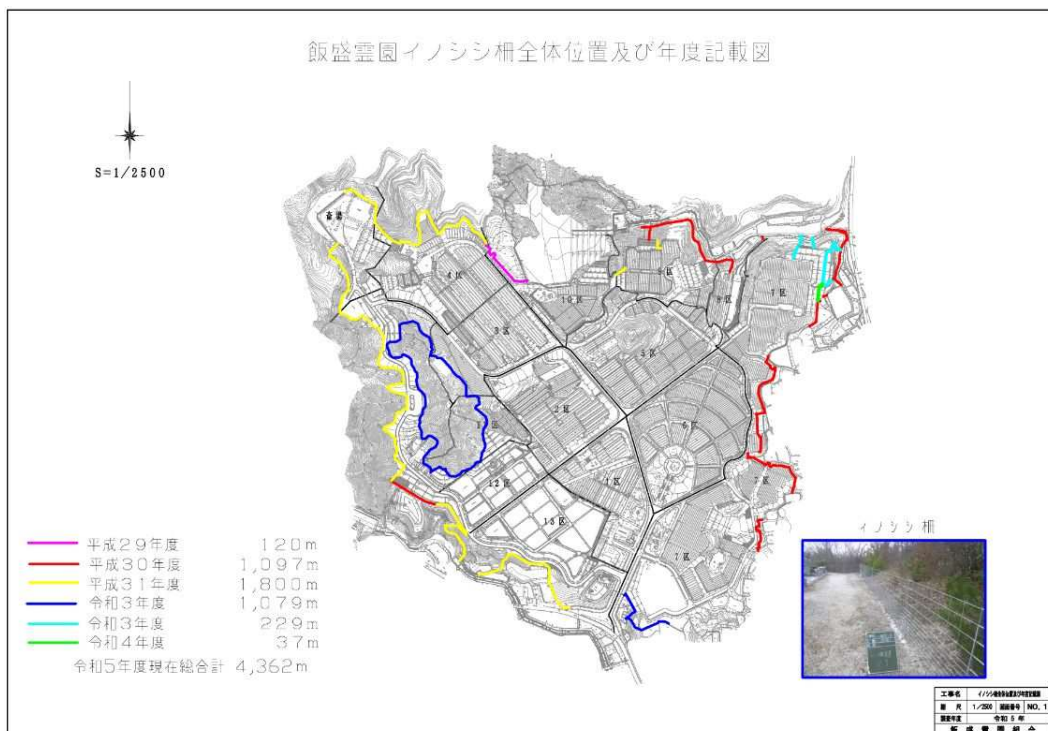
(2) 補修について

点検時に倒木や野生動物により破損したイノシシ柵については、補修や補強又は取替えを行うこと。倒木については、他に危険が及ばないように処理する。必要であれば、安全な場所まで運搬すること。

(3) 写真の撮影：イノシシ被害や倒木等により破損している箇所を撮影する。

※写真は、GPS 機能付きのカメラで撮影する(位置情報が登録されていること)

(4) 報告書・データの提出：点検結果を報告書(平面図と写真)にとりまとめ、写真データと共に提出する。



15. その他

- (1) 指定管理者は、当霊園が公共の施設であることを認識し、身なりや勤務態度に気をつけること。
- (2) 作業用機材や消耗品等は、すべて指定管理者の負担とする。
- (3) 常に資材等の整理整頓を心掛け、業務終了後は速やかに片付け及び清掃等を行うこと。
- (4) 作業内容について明示のない事項及び必要な事項については、組合と協議すること。